



江蘇省 TSB – 上海 IPG ブランド保護連携フォーラム 2011 年次報告書

2012年3月

日本貿易振興機構上海事務所

知識産権部

JETRO

はじめに

2011年度、江蘇省TSB-上海IPGブランド保護連携フォーラム（以下「フォーラム」という）では、2008年度に制定した活動テーマ「劣悪模倣品からの決別」の下、2010年度までに蓄積した活動実績を踏まえ、諸活動を継続した。主な活動は以下の通りであった。

【2011年度活動の背景】

フォーラムでは、2010年度までに、権利者・江蘇省TSB・消費者三者間の交流を深め、より秩序ある市場環境の構築を目的とした活動を実施した。特に権利者と江蘇省TSBの交流は、各種の交流会・セミナー・摘発活動などの形で多様に渡って行われた。

【江蘇省TSB-上海IPGの交流】

2011年度は、例年の通り、江蘇省TSBと上海IPG運営幹事会・事務局が継続的に交流し、活動計画、実施状況の確認、計画の中間見直し、評価等を共同で実施した。従来の経験に基づき、こうした作業は、円滑かつ友好的に行われた。

一方、その他の交流活動には、2011年度に特徴的な項目も複数存在した。特筆すべき事項としては、次の2点が挙げられる。

① IPGが江蘇省TSBを2010年の知的財産権保護貢献部門に選定

江蘇省TSBは貢献部門の一つとして選定され、感謝式典に招待された。IPG会員企業からの推薦数は3件と最多であり、推薦理由は全て、フォーラムの活動に基づく事項であった。こうした事実は、フォーラム活動の方向性が、権利者の実務上の視点からも評価されていることを表しているのもと考えられる。

②特別プロジェクトに関する協力

国務院による「知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品の製造・販売の摘発に関する特別プロジェクト活動方案」の発布に伴い、2010年末から2011年初旬には、上海IPGより、知的財産権関連政府部門への情報提供が促進された。上海IPG自動車・自動車部品WGでは、江蘇省TSBからの模倣業者情報の提供要請を契機に、従来から提供し続けていたブラックリストの有効活用を提案し、その結果、2011年1月には、ブラックリスト上の事業者に対する検査活動が両者で実施され、再犯業者への打撃に繋がった。同WGからの要請に基づき、再犯者へは重罰が科されるとともに、処罰決定書に再犯であることの事実が明記された。上海IPGでは、以後の他地域政府部門との意見交流等の場で、本件を模範的な事例として積極的に活用している。

はじめに

【知的財産権を重視する雰囲気の形成】

—ブランド保護連携覚書活動—

2010年に締結した同覚書の積極活用とともに、その有効性を検証することを目的として、2011年には覚書を活用し、以下の3項目を実施した。

①初犯者情報の提供

覚書のスキームを用いることで、比較的小規模な案件などに対し、可能な限り簡易かつ低コストで対策を講じることを目的として、上海IPG会員より情報提供を行った。2011年には、計71件の模倣疑義事業者情報が提供され、その多くに対し、既に当地TSBによる検査が実施された（残りの案件についても速やかに検査を実施予定）。違法行為の情状により、処罰、工商行政管理局（以下「AIC」という）への移送などが行われた。

②ブラックリストの提供（再犯の抑止）

覚書のスキームに従って、ブラックリスト（過去に違法行為を行った事業者のリスト）を提供することで、違法であることを知りながら模倣行為を継続する悪質な事業者への監督・打撃を強化することを目的として、複数の上海IPG内のワーキング・グループ（以下「WG」ともいう）より情報提供した。2011年1月には、上記のとおり、自動車・自動車部品WGが提供したブラックリストに基づき、優れた事例が創出されている。

③侵害行為分布情報の提供

上海IPG会員より、模倣品工場・市場の密集地域（市／県）、再犯多発市場、模倣品店舗の密集市場などに関する情報を提供し、江蘇省TSBによる当該地域等への監督強化促すことを目的とした新規の活動である。2010年には、農薬WGからの情報提供に基づき、特定地区が重点検査対象地域に認定され、現在当該地区の規範化が勧められている。2011年の情報提供実績は僅かであったため、今後如何に情報量を増加させるかが課題と位置づけられる。

—成果物の利用—

2010年度に引き続き、2011年度もフォーラムで作成した成果物の利用に注力した。

消費者啓発ビデオ「模倣品との決別」は、2011年9月に、江蘇省内のTVで放映されるとともに、9月の質量月間や3月15日の消費者権益保護日に関わる宣伝イベント等で数多く放映・配布され、消費者向け啓発に貢献した。

また、関連政府部門への配布を継続しているポケットブックについては、江蘇省TSB内の使用者アンケートにおいて、“TSBの日常検査において役に立つ”との声が多く聞かれた。これを受け、2011年度下期より、ポケットブックの内容更新作業が行われている（現在継続中）。

一方、2011年度には、従来のフォーラム活動で蓄積された研究等の成果（押収された模倣品の価格認定プロセス、再犯者・悪質事業者への重罰化等にかかる研究成果）を関連の中央・地方政府部門との交流時のテーマ・内容に盛り込み、積極的な普及がはかられた（内容は後述）。

【フォーラム活動への理解促進・活動活性化】

2011年度には、以下のイベントにおいて、価格認定プロセス、重罰化等に関するフォーラム活動の成果普及がはかられた（詳細は本文）。

5月20日：国家質量監督検驗検疫総局（以下「AQSIQ」という）－IPG意見交流会

9月7日：中国商標節における地方工商局との意見交流会

9月29日：第1回不法経営額認定プロセス検討会

10月12日：2011中国司法行政部門－IPG知的産権交流会

12月12-13日：IIPPF 广東実務レベルミッション

あわせて、各地方で開催されたIPG主催のセミナーにおいても、フォーラムの成果（事例等）を活用し、政府部門の講演が行われた。

これらを通じ、2011年度は、従来の研究・活動で蓄積した成果普及を軸に、フォーラムの存在およびフォーラムで実施してきた活動・結果への理解が飛躍的に進んだと考えられる。

なお、従来同様に、華東地域での活動も数多く展開された。主要な活動は本文中で紹介している。

【フォーラムの影響力拡大】

フォーラム活動については、以前より他地域のTSBに数多く紹介されており、広東省、山東省、安徽省、江西省、四川省等との間では、イベント・プロジェクト等も実施されている。2011年度には、上海IPGが湖南省TSBを訪問し、過去のフォーラムの実績を説明するとともに、今後の交流について検討した。

一方、2011年6月には、江蘇省南京市で開催された「全国質量監督部門執法打撃関係者資格に関するトレーニング」において、江蘇省TSBの要請に応じ、日本特許庁国際課の山本地域政策室長が、“知的財産権保護の侧面における国際新動向”をテーマに講演した。フォーラムで培われた協力関係が、国際的知見の共有など、広範なテーマの扱いにまで発展したことを示すものと考えられる。

本報告書は、中日共同で、フォーラムの2011年度活動の概要を取りまとめたものである。活動計画、活動内容の紹介、案件事例及び2011年度の活動総括の4部分から構成されており、2011年の活動内容と成果を総括し、今後に向けた課題の抽出、改善手段の検討を行ううえでの基礎資料とし、活動の充実・拡大を達成する目的で作成した。本報告書が本フォーラム活動の更なる発展、及び中国における知的財産権保護活動推進の一助となることを祈念する。

本報告書の作成にあたっては、江蘇省TSB及び上海IPG会員各位より、案件事例などに関する資料の提供をいただいた。ここに厚くお礼を申し上げる。

2012年3月

目 次

はじめに	1
江蘇省TSB局長挨拶	1
上海IPGグループ長挨拶	2
第一章 2011年度活動計画	3
第二章 2011年度活動	10
1.江蘇省TSB－上海IPGの交流	12
(1)フォーラムの運営	12
(2)2010 IPC知的財産権保護貢献部門感謝式典	13
(3)江蘇省TSB－上海IPG運営幹事交流会	18
(4)真贋識別セミナー	20
2.知的財産権保護の雰囲気形成に向けた取組み	21
(1)成果物の活用(ポケットブック)	21
(2)啓発活動(啓発ビデオ及び普及)	22
3.フォーラムへの理解促進、活動活性化に向けた取組み	24
(1)AQSIQ－IPG意見交流会	25
(2)中央司法行政部門－IPG知識産権交流会	29
(3)IIPPFミッションを通じた成果普及	30
①IIPPF中央実務レベルミッション	30
②IIPPF広東実務レベルミッション	31
4.華東地域での活動展開	33
(1)自動車・自動車部品WGの活動(上海TSBによる摘発への同行)	33
(2)上海TSB向け真贋識別セミナー	34
(3)不法経営額認定プロセス検討会	36
5.フォーラムの影響力拡大	39
(1)湖南省TSBとの交流	39
(2)全国質量技術監督部門の執法打撃関係者の人材養成に関するトレーニング	39
(3)自動車・自動車部品WG-広東省珠海市TSB 價格認定プロセス研究会	41
第三章 フォーラム枠組みでの案件事例	42
「ブランド保護協力覚書」活用活動	42
2011年の活動項目	43
1.「ブランド保護協力覚書」に基づく活動の事例	44
活動一：初犯者情報の提供	44
活動二：再犯の抑止(ブラックリストの提供)	50
継続案件	56
第四章 2011年度活動総括	59
1.2011年度の活動状況	60
2.2011年度活動評価	61
3.2012年度に向けた課題と方針	63
4.2012年度活動計画	64
附属資料	66
1.江蘇省TSB-上海IPG保護連携フォーラム定款	66
2.江蘇省TSB/上海IPG(日資企業知識産権保護連盟)/日本貿易振興機構上海代表処 ブランド保護連携覚書	68
3.上海IPGの紹介	70

江蘇省 TSB 局長挨拶

江蘇質量技術監督局副局長 李景輝

知的財産権保護の強化は、経済発展方式の転換を推進する客観要件であり、知的財産権制度の適切な運用を確保する重要な要素であり、知的財産権体制の発展の重要な保証です。我が国の政府部門は、知的財産権保護について、積極的に世界各国との交流・提携を強化し、あらゆる有益な経験と方法を参考・吸収し、我が国の知的財産権保護の業務レベルを向上させつつあります。

2011 年、江蘇省質量技術監督局・上海 IPG と日本貿易振興機構上海事務所は、《協力覚書》の締結と従来の良好な提携に基づき、模倣品対策・権利保護のテーマについて、協力内容を深め、一定の効果を得ました。

協力項目の一つとして展開した模倣品摘発行動では、2011 年に江蘇省 TSB は日系企業からの申立を 71 件受けました。申立情報に基づき、偽物 / 劣悪品の製造・販売業者を摘発しました。2011 年 1 月、当局は常州市で自動車部品模倣品に対する摘発キャンペーンを展開し、数多くの模倣品製造拠点を一挙に摘発しました。上海 IPG/ 日本貿易振興機構上海事務所が提供したブラックリストに基づき、リストアップされた企業に対する執法検査を強化し、模倣品製造の違法行為の再犯を防止しています。

もう一つの項目として、専門家によるトレーニング・指導を行いました。2011 年 1 月、日系企業の技術専門家は当局の要請によって、江蘇省の TSB 執法員に向け、自動車部品の真贋識別セミナーを行い、模倣品に対する識別能力を向上させました。同年 6 月には、「全国質量技術監督部門の執法打撃関係者的人材養成に関するトレーニング」において、日本国特許庁国際課の地域政策室長・山本氏を招へいし、知的財産権保護の国際動向について講演を受けました。

また、3・15 消費者権益日と 9 月の質量月のイベントにおいて、江蘇省 TSB と上海 IPG が共同で作成した消費者啓発ビデオを全省で放映・配布しました。公衆による偽物 / 劣悪品に対する重視度を上げ、劣悪模倣品との自発的な決別を導き、模倣品に対する打撃のため良好な雰囲気を作りました。

2011 年に、江蘇省質量技術監督局は「2010 知的財産権保護貢献部門」に選定されました。江蘇省質量技術監督局、上海 IPG および日本貿易振興機構上海事務所の間の提携では、知的財産権保護分野における協力が強化され、少しづつ成果が得られています。今後、我々は江蘇省 TSB- 上海 IPG ブランド保護連携フォーラムを十分に活用し、共同で模倣品製造・販売行為を打撃し、知的財産権保護能力を向上させ、日中貿易関係の友好発展を促進します。

はじめに

上海 IPG 代表挨拶

上海 IPG グループ長 丸山 幸之助

昨年は、3月に東日本大震災があり、その後の放射線被害の拡大もあり、日本では大変な一年となりました。この際、中国政府・中国国民の皆様より、いち早く、支援隊、支援物資、支援金等の多大なご支援をいただいたことに、日本国民として、大変感謝をしております。



一方で、2011年は、欧州危機、米国の長引く不況という中において、GDPが世界第2位となつた中国が世界経済を牽引していった一年でした。我々上海IPGも、この中国の成長に併せ、多くの活動を活発に展開することができ、素晴らしい一年となりました。我々の地元である長三角地域を中心に、中国各級政府部門との交流を一層深めることができたと自負しております。

さて、具体的にご紹介をしますと、江蘇省TSBとは、覚書に基づくプロジェクトとして、権利者から江蘇省TSBへの初犯者情報提供、再犯者情報提供の活動があります。この情報に基づき、江蘇省TSBには積極的な活動をしていただき、多くの成果をだしていただいています。そして、昨年の知的財産権保護貢献部門感謝式では、2010年知的財産権保護貢献部門として江蘇省TSBに謝意を表明させていただき、この際にも、意見交流をさせていただきました。更に、江蘇省TSBで開始させていただいた本フォーラムを湖南省TSBに拡大して交流を開始しました。

また、今までの上海IPGの活動成果の活用として、中央部門とは、5月にAQSIQ-IPG交流会、10月に中央司法行政部門-IPG交流会を通じて、地方とは、5月には広東省珠海市TSBとの価格認定プロセス研究会、9月には浙江省での第1回不法経営額認定プロセス検討会、12月にはIIPPF広東実務レベルミッションを通じて、活動成果を紹介することで交流を深めることができました。

設立からまもなく5年を数える本フォーラムが、このように一步一步前進を続けていることを嬉しく思いますとともに、都度ご尽力いただいている関係各位への感謝の念を新たにしております。

私たち上海IPGは、2012年9月に設立10周年という節目を迎えます。そして、本年も、上海IPGの従来活動をまとめた冊子「上海IPGの歩み」を作成しておりますが、その中でも江蘇省TSBとの長きにわたる連携の成果は際立ったものとなっております。我々は、こうした成果を基盤として、2012年以降も新たな目標をもって活動に望む所存であり、本フォーラムを更に発展させ、微力ながらも江蘇省発展の一助となる活動を展開できますよう、引き続き皆様と一緒にとなって努力していきたいと思います。

第一章

2011 年度活動計畫

第一章 2011年度活動計画

1. 活動方針（骨子）

江蘇省 TSB と上海 IPG は、2011 年度の活動方針について継続的に議論したうえ、2008 年に制定した活動計画を踏襲することとした。方針の骨子は、次のとおりである。

（1）活動テーマ：劣悪模倣品からの決別

模倣品の問題は、麻薬と同様、その周辺当事者が自ら決別の意思を持たなければ解決に至らないとの考えに基づき、昨年度に引き続き同テーマを設定した。テーマ設定の主眼は、消費者の保護にある。

（2）達成目標

- ①江蘇省全体において、知的財産権を重視する雰囲気を形成する。
 - ②周囲からのフォーラムへの理解を促進し、活動の活性化をはかる。
 - ③周囲の模範となり得る活動を実施し、他地域に活動の幅を広げ、フォーラム活動の影響力を高める。
- ∴「劣悪模倣品からの決別」には、多方面における知財重視意欲の向上が必要と考えられたこと、及びフォーラム活動が、当初からモデル的な活動（スキーム）の構築および当該モデルの他地域への移転を目指していたことに鑑み、本目標を設定した。

なお、2011 年度は次の 3 点に注力し、諸活動を展開した。

●覚書の積極活用

江蘇省 TSB- 上海 IPG/ 日本貿易振興機構上海事務所で 2010 年に締結した覚書に定められた模倣品摘発のスキームを積極的に活用し、模倣業者への打撃を強化する。

●重要テーマにかかる課題の共有促進、研究成果の普及

模倣品の商品価値金額算定プロセスや再犯者への加重処罰等從来のフォーラム活動で扱った課題を中心・他の地方政府に共有するとともに、フォーラム活動を通じて得られた研究成果の普及を図る。

●既存素材の普及・活用促進

2009 年度に作成した消費者啓発ビデオ、ポケットブックなどを引き続き他地域で宣伝・配布することによって、模倣品の危険性周知、TSB 職員による日常検査の円滑化をはかる。

(3) 活動の概要

2011年度活動の概要について、江蘇省TSBと上海IPGは、複数回にわたる協議を行い、従来の活動と上記達成目標を基礎に、次のように実施項目を設定することで合意に達した。

目標① 知財重視の雰囲気形成

活動分類	協力覚書の活用	共同制作物の活用	模倣業者への打撃強化
主な実施項目	<ul style="list-style-type: none"> ●初犯者情報の提供 ●再犯の抑止 ●侵害行為分布情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●消費者啓発ビデオの普及、活用 ●ポケットブックの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●模倣品の商品価値金額認定プロセスの研究※ ●再犯等悪質行為者への重罰化 ●真贋識別セミナーの開催 ●TSBによる摘発への同行
実施内容 (期待する効果)	覚書に基づき上記3種類の活動を実施。権利者より情報提供し、TSBが検査を手配	<ul style="list-style-type: none"> ●各種のイベントで啓発ビデオを有効活用 ●中国内の関連政府部門にポケットブック(2,000部以上)を配布 	情報交流の充実を通じた模倣品発見能力、処罰力等の向上により、模倣業者への打撃を強化

※「商品価値金額」とは、押収された偽物／劣悪品の価値金額をいう（以下簡単に「価格」ともいう）。

目標② 理解促進・活動活性化

実施項目	<ul style="list-style-type: none"> ●2010知的財産権保護貢献部門感謝式典での活動周知 ●AQSIQ－IPG交流における成果の紹介 ●中央部門－IPG交流における成果の紹介 ●IIPPFミッションを通じた成果普及
実施内容 (期待する効果)	<p>2011年は、従来のフォーラム活動で蓄積した模範的事例や研究成果の普及に努め、フォーラム活動への理解深化を図った</p> <p>＜対象部門＞</p> <p>国家質量監督検驗检疫総局、商務部、最高人民检察院、最高人民法院、公安部、国家工商行政管理総局、国家知識産権局、国家版権局、江蘇省・湖南省・広東省TSB等の地方当局</p>

第一章 2011年度活動計画

目標③ 影響力の拡大目標③ 影響力の拡大

対象地域	華東地域での活動展開	新規交流地域(湖南省)
実施項目	江蘇省TSBとの間で実施した項目について、他省TSBとの交流を推進	江蘇省TSBの支援の下、上海IPG-他省TSB間の交流を促進
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●摘発への同行 ●再犯重罰にかかる研究成果の紹介 ●商品価値金額認定プロセスの研究成果の紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ●江蘇省TSBの支援の下、上海IPGが湖南省TSBと交流開始 ●今後の協力内容につき意見を交流

(4) 実施項目の詳細及び結果

2011年度活動の概要について、江蘇省TSBと上海IPGは、年度当初段階で複数回にわたる協議を行い、従来の活動と上記達成目標を基礎に、次のように実施項目の計画を設定することで合意に達した。

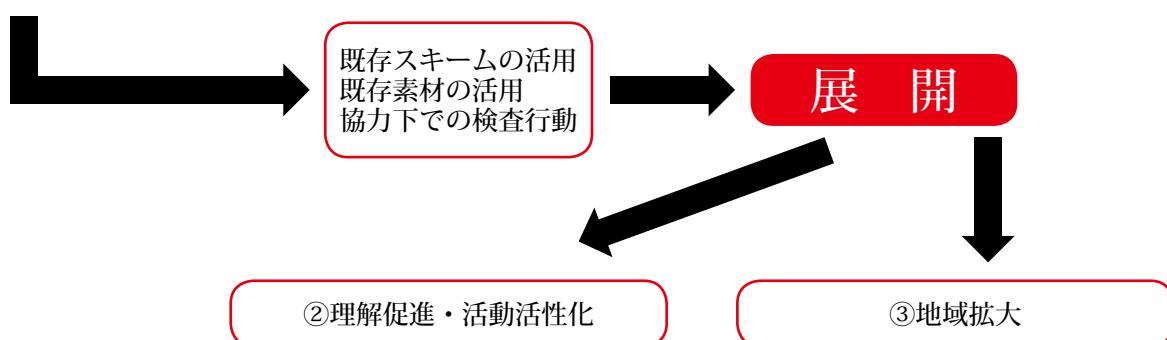
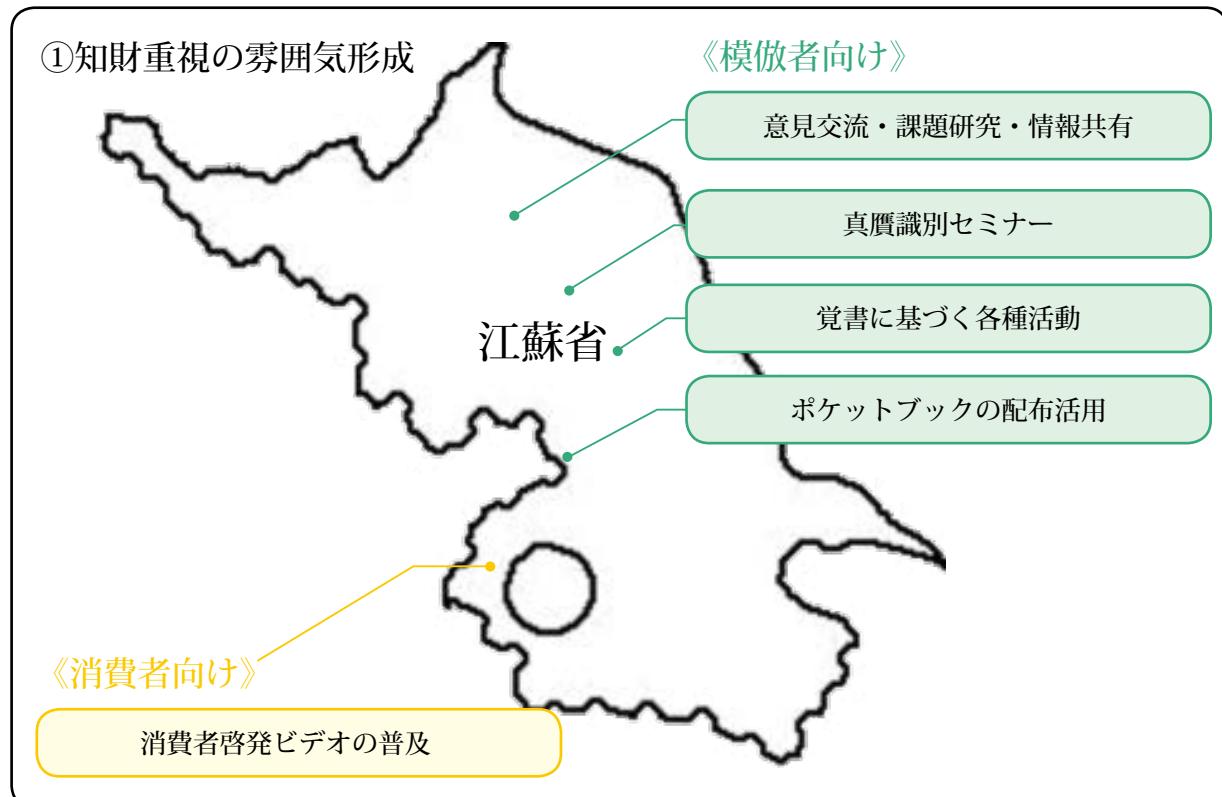
<2011年度実施項目及び達成状況>

目標	項目	実施内容・目標	達成状況
目標① 知財重視の 雰囲気形成	年次総会	6省1市TSB連席会議開催に合わせ実施	延期
	成果物の活用 (ポケットブック)	①内容更新に着手 ②省外TSBへの配布を推進 ③使用の利便性等について、使用者より所感を収集	①達成 ②達成 ③達成
	啓発活動 (啓発ビデオ)	①江蘇省内でのTV放映 ②省内外イベントにおける放映 ③省外TSBへの配布・活用促進	①江蘇省内のTVで放映 ②達成 ③12月酒類真贋鑑別展覧活動(上海)で約400部を配布
	覚書の活用	覚書のフォーマットに基く、権利者からの情報提供を増加し、TSBからの処理、日本貿易振興機構へのフィードバック等2010年度と同様のプログラムを積極的に展開 ①初犯情報提供 ②再犯抑止活動 ③侵害行為分布情報提供	①初犯者情報71件を申立 ②ブラックリストによる情報51件を申立 ③1社より情報提供
	真贋識別セミナー	上海IPG自動車・自動車部品WG/ベアリングWGとの間で全省TSB人員向け真贋識別セミナーを開催	1月に常州市でセミナーを開催

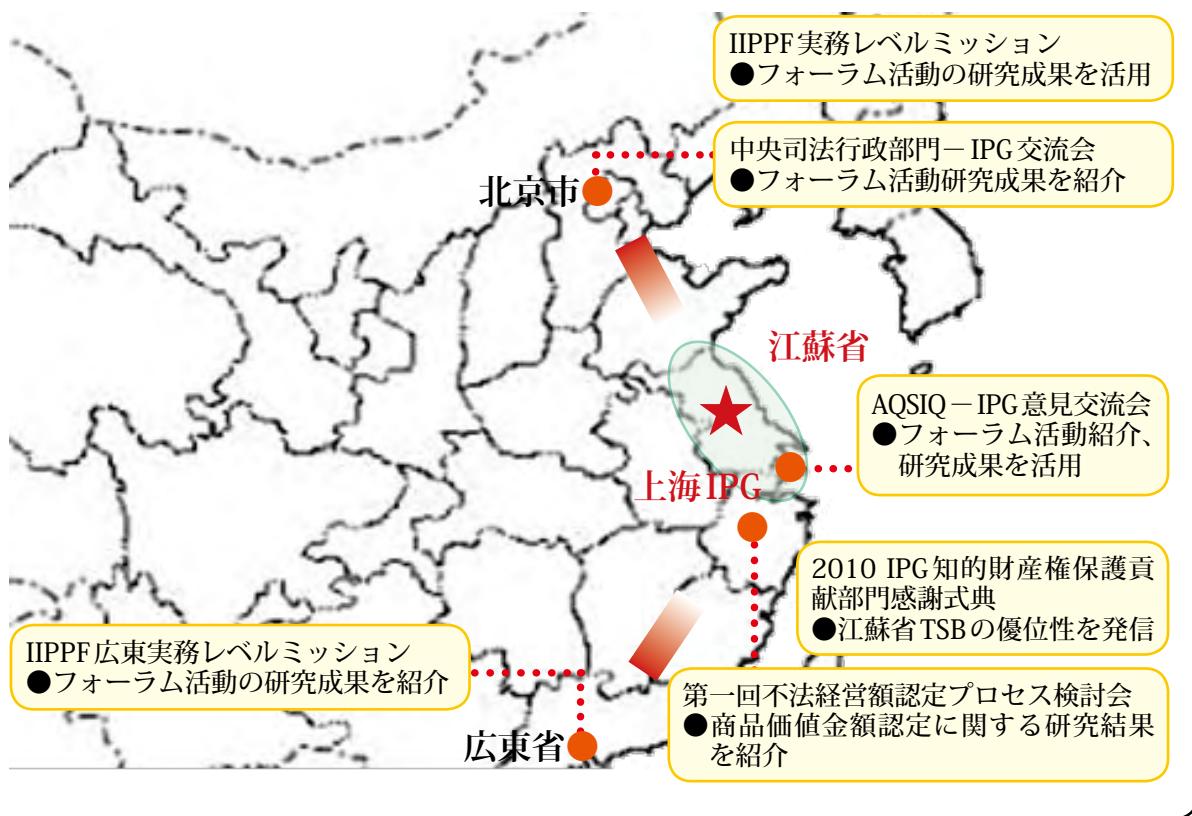
目標② 理解促進・活動活性化	2010 知的財産権保護貢献部門感謝式典	感謝式典における交流	2010 知的財産権保護貢献部門として江蘇省TSB が感謝式典に参加し、IPG 会員と交流
	IPG 独自の中央政府部門向け活動成果紹介	中国中央政府と IPG との交流の枠組において、フォーラム成果への理解を促進	達成 ① AQSIQ – IPG 意見交流会での成果紹介 ② 中国商標節における地方工商局との意見交流会での成果紹介 ③ 2011 中国司法行政部門 – IPG 知的財産交流会での成果紹介
	その他ルートを通じた中央政府部門向け活動・成果紹介	従来の活動成果を複数ルートで紹介	達成 ① IIPPF 実務レベルミッションでの成果紹介 ② IIPPF 広東実務レベルミッションでの成果紹介 ③ 「第一回不法経営額認定プロセス検討会」での成果普及
目標③ 影響力拡大	交流範囲の拡大	他省 TSB との交流を新たに開始	湖南省 TSB との交流を開始
	意見交流・課題研究	従来活動の主テーマ（商品価値金額認定プロセス研究、再犯への加重処罰等）についての継続研究（複数）	達成 ① 広東省珠海市 TSB と価格認定プロセス検討会を開催 ② 四川省・江蘇省での他部門向けセミナーにおいて従来の研究成果を紹介し、交流
	全国質量技術監督部門の執法打撃関係者の人材養成に関するトレーニング	日方より、世界的な知財保護状況を紹介	達成 (日本国特許庁講演)

2. 活動イメージ

2011年度活動の全体的なイメージは次のとおりである。

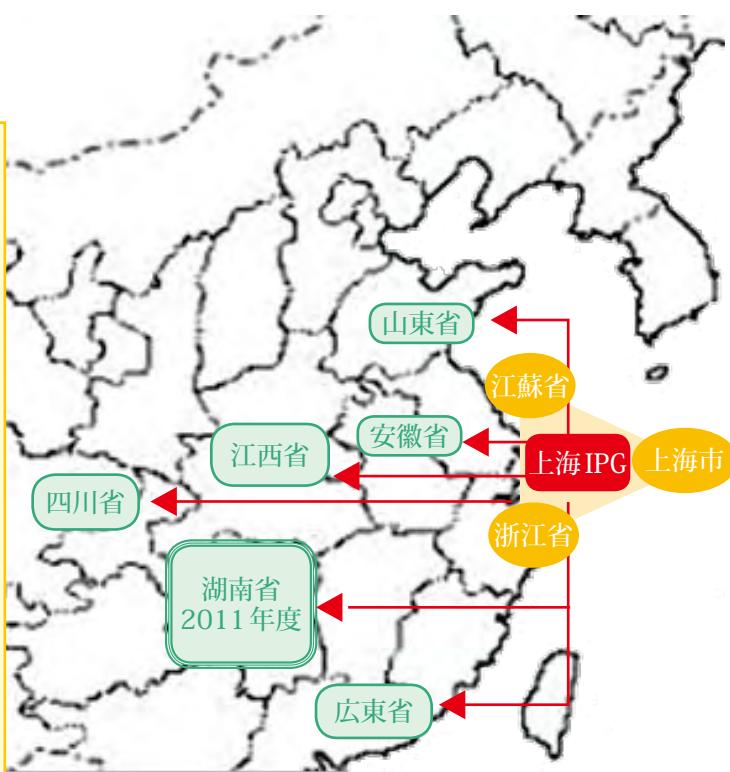


②理解促進・活動活性化



③地域拡大

- 意見交換・共同活動の推進
- 2008年度
- ・山東省 山東省TSB-上海IPG農薬ワーキンググループ会合(4月)
 - ・広東省 広州市TSB-上海IPG化粧品ワーキンググループ会合(6月)
- 2009年度
- ・安徽省 真贋対策セミナー開催(8月)
 - ・四川省 四川省TSB訪問(11月)
- 2010年度
- ・江西省 江西省TSB訪問(10月)
 - ・四川省 四川省TSBとの交流(1月、6月)
- 2011年度
- ・湖南省 湖南省TSBとの交流(9月)



第二章

2011 年度活動

<2011年度活動の概要>

フォーラムは、設立時に「2007年度江蘇省保護知識産権十大案件十件大事」に選定されるなど各方面からの注目を集め、その後多くの関係者の協力のもと、一環して活発な活動が展開されている。設立後の日系企業向けアンケート調査では、江蘇省の模倣品状況の改善が示され、活動の成果が目に見える形となって表れてもいる。

2008年度からは、両者間で定めた活動方針に沿った計画を立案・遂行し、3年目の節目に当たる2010年度までの間に、経験の蓄積・活動の枠組み強化がはかられる一方、様々なプロジェクト遂行の結果として模倣品対策上の模範的事例が出現するなど、目に見える成果が数多く創出された。中でも2010年に締結した「ブランド保護連携覚書」は、継続交流で培われた相互信頼や、両者のフォーラムへの積極姿勢を示すものとして特筆に値するものであった。

こうした背景を踏まえ、2010年末には、従前に構築・蓄積した仕組みや成果を如何に有効利用し、フォーラムの目標実現をはかるかを課題として両者間で協議し、2011年度フォーラム活動の重点を次の3点に取り決めた。

1. 協力覚書の積極活用
2. 重要テーマにかかる課題の共有促進、成果の普及
3. 既存素材の普及・活用促進

これらの重点は、フォーラム設立当時の目的である「江蘇省において知的財産権保護の良好なモデルを構築し、他地域への波及効果を生み、中国における知的財産権保護の全体的な活性化を実現する」に合致するものであり、2011年度には、その達成に向けた確かな進展が認められた。

第二章 2011年度活動

1. 江蘇省 TSB- 上海 IPG の交流

(1) フォーラムの運営

2011年には、上海IPG運営幹事会、日本貿易振興機構上海事務所及び一部の上海IPG内WG(以下「WG」という)が主体となって、江蘇省TSBとの間で主な活動を検討・実施するとともに、従来活動の成果を他地域に普及した。スケジュールは概ね下表のとおりであった(詳細は後述)。

項目 時期	第1四半期	第2四半期	第3季度	第3四半期
貢献部門感謝式	●江蘇省TSBへ出席要請	●江蘇省TSB貢献部門として出席		
運営幹事交流会			●交流会開催	
真贋識別セミナー	●江蘇省内のTSB向けセミナー開催			
成果物の利用 ポケットブック			●内容更新の必要性について確認	●内容更新に着手
消費者啓発ビデオ	●3・15消費者権益日での配布		●9月質量月間での配布 ●江蘇省内TVでの放映(9月)	●全国法治宣伝日での宣伝 ●酒類真贋鑑別展覧活動での配布 ●広州モーターショーでの放映
AQSIQ-IPG意見交流会		●交流会開催(フォーラム成果を報告)		
中国商標節における地方工商局との交流			●9月成都で開催された「第二回日中商標座談会」でフォーラムでの研究成果を紹介	
中央司法行政部門-IPG交流会				●交流会開催(フォーラム成果を報告)
IIPPFFミッション				●広東実務レベルミッションでフォーラムの成果を活用
価格認定プロセス		●珠海市TSBとの「価格認定プロセス研究会」開催(フォーラムの研究成果を深堀り)	●浙江省杭州市で、中央司法行政部門との価格認定プロセス検討会開催(フォーラムでの研究成果を活用)	
覚書の活用			●初犯者情報を提供	●初犯者情報を追加 ●ブラックリストを提供 ●侵害分布情報提供
その他		●全国TSB向けトレーニング	●湖南省TSBへの訪問	

(2) 2010 IPG 知的財産権保護貢献部門感謝式典

「知的財産権保護貢献部門」とは、IPG メンバーである日系企業が、中国における知的財産権保護において、当年に最も貢献したと考える各地の司法・行政部門を指す。2011 年度も例年と同様、IPG メンバーから数多く寄せられた推薦に基づき、知的財産権保護活動への積極性や自主性、活動の成果や侵害者・社会全体への影響度、権利者からの要望への協力性、執法手段の先進性や戦略性などを指標として厳正な検討を行ったうえ、12 部門を選定し、同式典に招へいした。江蘇省質量技術監督局は、3 社からの推薦により貢献部門の一つとして選定され、同式典に出席した。

【開催主旨】

- 1 日系企業(北京・上海・広東 IPG 会員)の知的財産権保護に関し、2010 年に、優れた成果を創出した政府部門に感謝の意を表する。
- 2 中国政府の知的財産権保護活動に関し、消費者保護、知的財産権の尊重に効果的な成果を創出した政府部門に対して、日本政府が後援する企業活動の一環である IPG としてその成果を顕彰することで、より一層の活動の促進を図る。
- 3 中国国家政府の協力を得て当該イベントを開催することで、中国 IPG と中国知的財産関連部門とのコミュニケーションを促進し、今後の交流強化、問題解決の円滑化を図る。

日時 2011 年 5 月 19 日(木) 18:30 ~ 20:00

場所 上海龍之夢麗晶大酒店

主催 日本貿易振興機構 /IPG

【中国側来賓】

<国家來賓>		<2010 貢献部門>	
■國家質量監督檢驗檢疫總局 執法督查司 副司長	馬雪冰氏	■江蘇省知識產權局 局長	朱 宇氏
■商務部 条約法律司 副司長	楊國華氏	■江蘇省知識產權局 局長秘書	朱 煒氏
■海關總署 政策法規司 副司長	陳旭東氏	■廣州市公安局番禺區分局經偵大隊 隊長	陳志煊氏
<地方來賓>		■廣州市公安局越秀區分局經偵大隊 偵察員	董保平氏
■浙江省知識產權局 副局長	吳 堅氏	■上海市公安局寶山分局 探長	曹 健氏
■浙江省知識產權局 執法處	張志中氏	■上海市公安局寶山分局 副支隊長	徐 兵氏
■上海市知識產權局 國際交流處	王星瑩氏	■上海市公安局寶山分局 偵察員	張曉鳴氏
■浙江省質量技術監督局 稽查總隊 總隊長	丁德祥氏	■吳江市工商行政管理局 經濟檢查大隊 隊長	梅寒青氏
■浙江省質量技術監督局 稽查總隊 科長	龔 騰氏	■淮安市洪澤工商行政管理局 副局長	田愛華氏
■上海市質量技術監督局 稽查總隊 副總隊長	曹國華氏	■淮安市洪澤工商行政管理局 ... 經濟檢查大隊 隊長	張文森氏
■上海市質量技術監督局 稽查總隊 科長	徐建強氏	■上海市工商行政管理局寶山分局 檢查一科 隊長	潘文中氏
■上海市工商行政管理局 商標監督管理處 処長	邢冬生氏	■上海市工商行政管理局寶山分局 檢查一科 科員	陳中春氏
■江蘇省工商行政管理局 商標處 副處長	劉 銓氏	■江蘇省質量技術監督局 稽查處處長	郭一誠氏
■江蘇省工商行政管理局 商標處 副主任科員	徐光新氏	■江蘇省質量技術監督局 科長	羅雪明氏
■浙江省工商行政管理局 商標處 主任	胡耀輝氏	■珠海市質量技術監督局 副局長	黃漢青氏
		■珠海市質量技術監督局稽察分局 副局長	吳錫欽氏
		■義烏市質量技術監督局 稽查大隊 副大隊長	龔煒輝氏
		■義烏市質量技術監督局 稽查大隊 中隊長	朱慶榮氏
		■大連稅關 法規處 処長	陳 濤氏
		■大連稅關 知識產權保護科 科長	張 盛氏

第二章 2011年度活動

【日本側来賓】

経済産業省製造産業局 模倣品対策・通商室 室長 三橋 敏宏氏
日本国駐上海総領事館 首席領事 平木場 弘人氏
日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部長 児山 信之氏
日本貿易振興機構 上海事務所 所長 三根 伸太郎氏

今回の式典において、江蘇省 TSB が推薦された理由は以下の通りであった。

■推薦企業

- ①株式会社カネボウ化粧品
- ②ミシン業界
JUKI 株式会社、ペガサスミシン製造株式会社
- ③上海 IPG 農薬 WG
石原産業、クミアイ化学、住友化学、日産化学、
日本曹達、日本農薬



■推荐理由

1 株式会社カネボウ化粧品

江蘇省 TSB は、2010 年に上海 IPG との覚書を締結し、運営幹事会 / 事務局との頻繁な交流、各種 WG との意見交換などを通じ、模倣品抑止活動の活性化に努め、日系企業の投資環境に関する協力的な態度は、他に類をみない。特に、消費者啓発ビデオの作成・TV 放映など、消費者保護の側面では多大な尽力をいただいている。一方で、従来より、他省 TSB と日系企業の交流を積極的にご支援いただいていること、その結果、日系企業が江蘇省において模倣品対策を実施するためのインフラが整えられるとともに、多数の消費者への模倣品の危険性告知などが達成された。企業・消費者保護に強く貢献している。

2 ミシン業界

取締りの前後にわたって権利者との交流を重ね事件理解・処理方法に関して意見交換の場を設けていただいていること、法律・地方規定の解釈に関する共同研究を行うなど協力的・先進的な職務を行われていること、また、事件への取組みが省政府内で情報共有され、それにより省知識産権局が現地業界団体へ改善を働きかけるなど、戦略的で影響力の大きい活動であったことから、省内外に広まってもらいたい姿勢として今回推薦させていただいた。

③農薬 WG

江蘇省 TSB には、2010 年に、上海 IPG との覚書に基づくスキームを用い、農薬模倣品の摘発を数多く実施していただいた。農薬 WG から提供した情報は、情報の量が少ないものであったが、迅速に管轄当局に指示を出し、現場検査の実行を促した。また、事前に、2009 年の摘発実績に基づき、模倣農薬生産の重点地域にかかる検討がなされるなど、戦略的な対応もいただいた。実施後には、「案件の規模に関わらず情報があれば提供してほしい」という前向きな意見を継続していただいている。

■推薦案件

①ミシン業界—2010 年度ミシン業界プロジェクト案件

摘発日 2010 年 8 月 16 日(日)

場 所 江蘇省常熟市三塘村

管轄 TSB 常熟市 TSB 稽査大隊

案件 i

摘発対象 ミシン中古品の販売店舗

摘発結果 日系 A 社ミシン 23 台を現場封緘、日系 A 社プラスチック部品を押収



案件 ii

摘発対象 ミシン中古品の修理店舗

摘発結果 日系 A 社ミシン部品 6 点を押収



案件 iii

摘発対象 ミシン中古品の修理業者

摘発結果 伝票 70 枚、シルクスクリーン 5 枚、各種銘板約 200 枚、A 社中古ミシン部品 6 点を押収



事後確認結果

- 一連の摘発では、TSB が知識産権局の協力を得てミシン業者への教育を実施するなど、比較的情状の軽い模倣行為に対する抑止策が講じられた。
- 確認調査の結果、3 業者のうち 2 業者は完全に模倣品の製造・販売を停止していた。残り 1 業者は模倣品の取扱規模を縮小したものの、未だ継続している模様であるため、重罰を念頭に今後の対策を検討する予定。

第二章 2011 年度活動

②農薬業界（覚書の活用事例）

摘要日 2010 年 9 月
場 所 ①徐州市食品城維維市場（2 業者）/ ②徐州市豊県農資市場
管轄 TSB 徐州市 TSB 稽查支隊 / 徐州市豊県 TSB

案件 i

案件概要

- 2010 年 8 月、上海 IPG の農薬企業が、徐州市食品城維維市場において同社製品の模倣品（農薬 40 缶）を扱っている店舗を発見した。
- 同社は覚書フォーマットに基づき、江蘇省 TSB の摘発を要請した。徐州市 TSB は省 TSB からの対応指示を受け、侵害店舗に対して検査を行い、侵害品を突き止め処理を行った。



案件 ii

案件概要

- 2010 年 8 月、上海 IPG の農薬企業が、徐州市食品城維維市場において同社製品の模倣品（20 袋）を扱っている店舗を発見した。
- 同社が覚書フォーマットにて、江蘇省 TSB の摘発を要請した。徐州市 TSB は省 TSB からの対応指示を受け、権利者が提供した住所に到着したが、侵害者が引越しされ、行方不明となっていた。

案件 iii

案件概要

- 2010 年 8 月、上海 IPG の農薬企業が、徐州市豊県農資市場において同社製品の模倣品（20 箱）を扱っている店舗を発見した。
- 同社が覚書フォーマットにて、江蘇省 TSB の摘発を要請した。徐州市 TSB は省 TSB からの対応指示を受け、豊県 TSB に市場検査を指示した。
- 豊県 TSB は権利者が提供した店舗に到着し、検査を実施したが、侵害品は発見できなかった。



案件対応の模様

- 江蘇省・徐州市いずれの TSB 職員も申立書フォーマットの受領後、迅速に出動し、精力的に摘発に取り組んだ。結果的に模倣品が発見されなかつたケースもあるが、当初目的である手続きの簡易化や低コスト化は達成された

■推薦企業から江蘇省質量技術監督局へのメッセージ / コメント

今回の活動においては、規定・条例の解釈・運用の共同研究や、実際の侵害者の取締など多くのご協力を頂きありがとうございました。

他に例を見ない先進的・積極的な江蘇省 TSB の取組みが、他の権利者からも支持され、今回の選定に至ったものと確信し、推薦者として大変喜ばしく思っています。

今後も江蘇省ひいては中国全体の知的財産権保護環境の向上のため、ご活躍されることを期待しています。(ミシン業界)

■江蘇省質量技術監督局からのコメント

偽物の摘発、企業権利の保護は我々の職責である。企業側は自社製品にたる分野に詳しいため、偽物情報の収集には不可欠な存在です。今後も企業との協力を深めていきたいと思います。

【感謝式典議事次第】

開会挨拶

日本貿易振興機構 上海事務所 所長 三根伸太郎氏

来賓挨拶

商務部 条約法律司 副司長 楊國華氏

日本国駐上海総領事館 首席領事 平木場弘人氏

日本国経済産業省 模倣品対策・通商室長 三橋敏宏氏

國務院通知への IPG 対応紹介

日本貿易振興機構上海事務所 知的産権部科長 尹世花氏

IPG での消費者啓発活動

日本貿易振興機構北京事務所 知的産権部副部長 高祖紀史氏

貢献部門への謝意表明

1. 貢献部門発表・謝意表明

2. 記念品贈呈

3. 記念写真撮影

閉会挨拶

日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部長 児山信之氏



▲感謝式典の写真

今回、江蘇省 TSB が知的財産権保護貢献部門として選定されたことは、設立から 5 年を経たフォーラムが良好な発展を遂げている裏付になると考えられる。省級 TSB が知的財産権保護貢献部門として選定されたのは、知的財産権保護貢献部門感謝式典の歴史上初めてであり、この点からもフォーラム活動への高い評価が示唆される。

第二章 2011年度活動

(3) 江蘇省 TSB – 上海 IPG 運営幹事交流会

江蘇省 TSB と上海 IPG 運営幹事会では、フォーラム設立以来、毎年継続的な交流を行っている。2011 年は、8 月の上海 IPG 運営幹事会へ TSB 代表を招へいし、今年度の交流内容につき、具体的な確認作業を行った。

日時 2011年8月18日(木) 16:15 ~ 18:00

場所 日本貿易振興機構上海事務所大会議室

【参加者】

■江蘇省質量技術監督局 稽查処 副処長 張 形氏

江蘇省質量技術監督局 稽查処 科 長 羅 雪明氏

■上海 IPG 幹事

(運営幹事)

理光(中国)投資有限公司 法務知財中国室 総經理 丸山 幸之助氏(グループ長)

住友化学(上海)有限公司 董事 大上 信夫氏(副グループ長)

旗牌(常州)文具製造有限公司 上海分公司 董事長 山田 勝氏

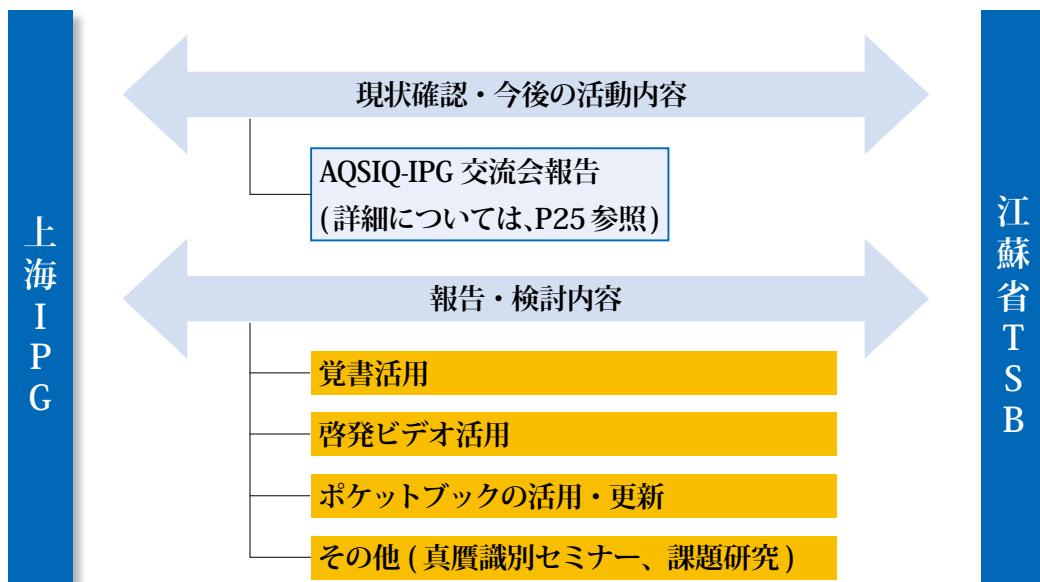
カシオ上海貿易有限公司 知識産権部 部長 長澤 洋介氏

捷太格特(中国)投資有限公司 産機市販営業部 部長 岩本 仁氏

(日本貿易振興機構上海事務所)

副所長 安藤 勇生氏、知識産権部部長 宮原 貴洋氏、知識産権部科長 尹 世花氏

【主な交流内容】



【主な検討内容】

①覚書活用

2010年に締結した「ブランド保護連携覚書」を活用し以下の3項目を展開することで合意

- ・覚書のフォーマットに基づく初犯者情報の提供
- ・再犯の抑止（ブラックリストの提供）
- ・侵害行為の集中分布情報提供

②啓発ビデオの活用

- ・9月質量月間イベントでの放映及び配布
- ・江蘇省内のTVでの放映
- ・学校・エリアなどの配布
- ・その他イベントでの放映及び配布
- ・視聴者からの効果検証等

③ポケットブックの配布状況、中身の更新

これまで配布状況の確認、及び内容の更新について検討



▲上海IPG運営幹事（日方）



▲江蘇省TSB（中方）

第二章 2011年度活動

(4)自動車・自動車部品WG/ペアリングWG-江蘇省TSBとの真贋識別セミナー、検査同行

【背景・目的】

國務院「知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品の製造・販売の摘発に関する特別プロジェクト活動方案」(国弁發〔2010〕50号)の発布に伴い、模倣自動車部品関連の検査活動を共同で実施することとなったことから、上海IPG－江蘇省TSBブランド保護連携フォーラム活動の一環として、自動車部品を対象とする真贋識別セミナー・検査を開催した。

2010.10 国務院通知にあわせ、自動車部品関連の模倣品情報の交流を開始することで合意

2010.12.15 上海IPGより、ブラックリスト上の業者に対する検査の実施を要請

2011.1.6 以下の概要でセミナー・検査を実施



[http://www.gov.cn/zwgk/2010-11/05/
content_1739089.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2010-11/05/content_1739089.htm)

■真贋識別セミナーの概要

日時	2011年1月6日
場所	常州市金陵江南大酒店
参加者 (企業)	いすゞ、KYB、デンソー、日産、ホンダ、マツダ NSK (ペアリングWG代表)、
参加者 (TSB)	江蘇省TSB執法人員 152名 (南京市、無錫市、常州市、徐州市、蘇州市、南通市及び各分局代表計 17個所の省内TSBより参加)



▲セミナーの様子

議事次第

9:00～9:10	江蘇省質量技術監督局 稽查處 羅雪明氏 挨拶
9:10～10:10	企業発言 (日産、KYB、ホンダ、マツダ)
10:10～10:40	コーヒーブレイク / 展示説明会
10:40～11:30	五十鈴、電装、NSK (ペアリングWG代表)
11:30～11:50	質量技術監督局案件紹介



▲展示物説明

■市場検査活動

日時	2011年1月6日午後～1月7日
参加者	日方：いすゞ、KYB、デンソー、日産、ホンダ、マツダ、ジェトロ上海事務所 中方：江蘇省TSB 吳調研員、常州市TSB 紀局長、他数名
概要	参加者が、複数のグループに分かれ、ブラックリスト内の事業者に対し、再犯有無等の確認検査を実施
検査対象	江蘇省常州市内の6工場
検査結果	3工場で模倣品を発見 (処罰状況はP51～53をご参照)



▲現場検査の様子

2. 知的財産権保護の雰囲気形成に向けた取組み

(1) 成果物の活用(ポケットブック)

上海IPGでは、江蘇省TSBからの要望に基づき、2009年度に次の内容のポケットブックを作成した。作成から2年が経過し、権利者の移転などに伴う内容の更新が必要となったため、両者内で新ポケットブックへの記載事項を検討の上、更新作業を行っている(2012年3月完成予定)

対象者 TSB執法人員

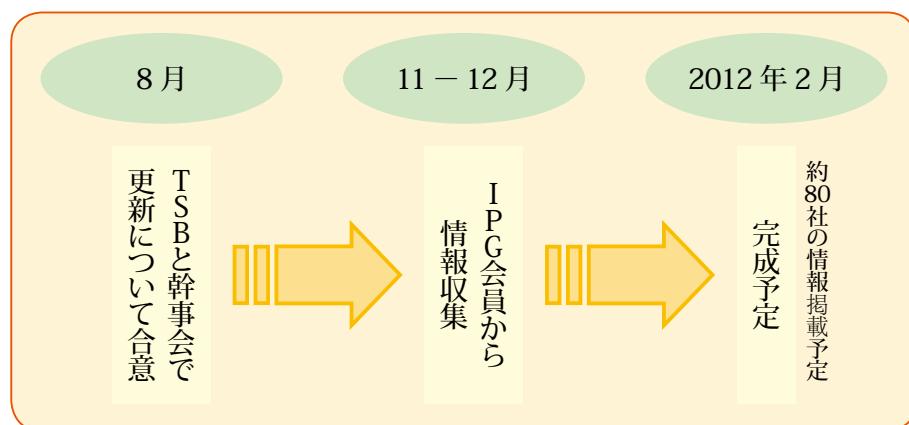
掲載情報 上海IPG会員の重要商標、担当者連絡先等(78社)

※最前線の執法現場で模倣品の検査・取締を担当する法執行官の利便性を考慮し、ポケットに入るサイズの冊子としたことから、「ポケットブック」と通称している。



■更新スケジュール

2011年、ポケットブックの更新について、以下のスケジュールで展開



■ポケットブックの配布状況(2010年～2011年) 計2千数百部を配布

部 門	配布数量
TSB(江蘇省・浙江省・上海市・江西省・内モンゴル自治区等)	1,450部
AIC(江蘇省・上海市・上海市閘北区・浙江省・義烏市・山東省寿光市・遼寧省東港市・湖南省常德市等)	400部
税関(拱北・江門・寧波・南京等)	215部
その他中央・地方政府	数百部

■利用者の声

- ・編集が合理的で、読みやすい。
- ・掲載される企業の数量も多く、情報も充実している。
- ・製品一覧及び連絡先が詳しい。
- ・日常の勉強及び執法に指導的な役割を果たしている。
- ・知的財産権知識に対する理解が強化された。

第二章 2011年度活動

(2) 啓発活動(啓発ビデオ及び普及)

2010年のフォーラム活動の中で、消費者向け啓発ビデオの活用については、双方から継続の意向が強く示されたため、2011年も当該ビデオによる消費者啓発に注力した。

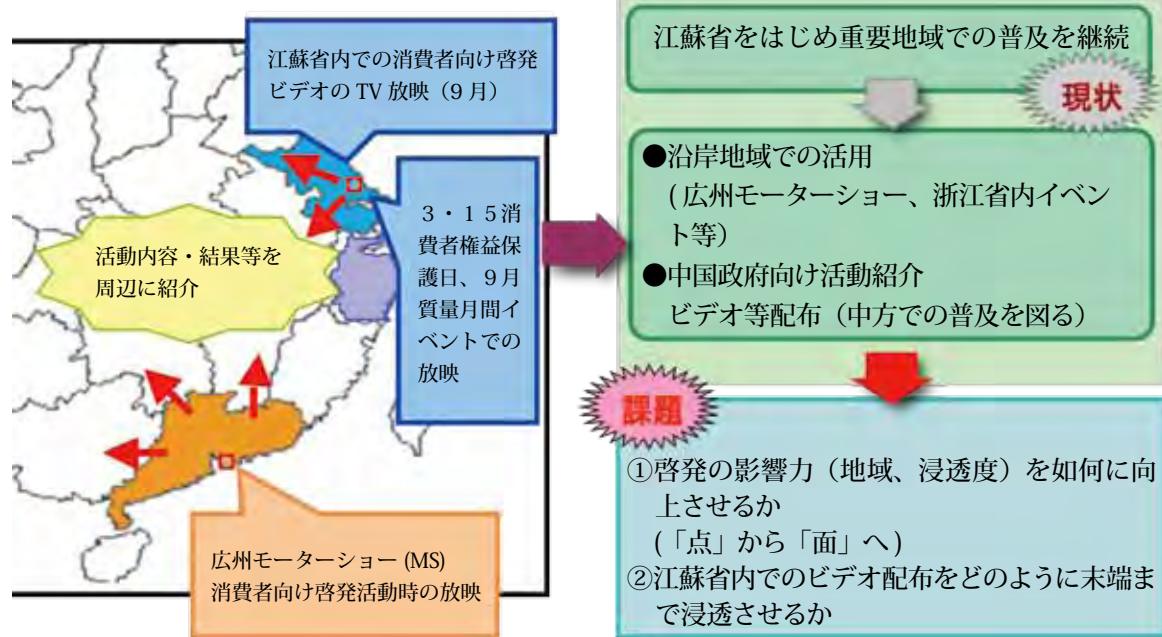
【背景】

消費者に模倣品の危険性を宣伝することを目的として、2010年に江蘇省TSBと上海IPGではアニメーションビデオ《遠離仮冒偽劣教育片》を制作した。

両者は、毎年当該啓発ビデオを各種イベントで放映・配布することにより、知的財産権の側面からの啓発を継続している。



【主な普及活動】



【2011年度配布 / 放映状況】

2011年度には江蘇省内のTV放映や宣伝イベントでの放映・配布等を通じ、「消費者啓発ビデオ」の普及を図った。

<配布数量> 2,000枚以上

<主な放映・配布したイベント>

- 3・15消費者権益日関連イベント
- 12・4全国法治宣伝日関連イベント
- 広州モーターショー (MS) での放映
- 9月の質量月間関連イベント
- 酒類真贋鑑別展覧活動 (12月に上海で開催)
- 浙江省内イベントでの活用

※上記以外、住宅街・学校・イベント現場でも「消費者啓発ビデオ」を放映・配布した。

<その他>

フォーラム当事者による活用に並行して、中央政府や他地域 TSB へもビデオを紹介・提供する等、影響力の拡大に努めた。

【消費者啓発ビデオ普及の様子】

3・15イベントで宣伝の様子



12・4全国法治宣传日で宣伝の様子



9月「質量月間」イベントで宣伝の様子



酒類真贋鑑別展覧活動で宣伝の様子

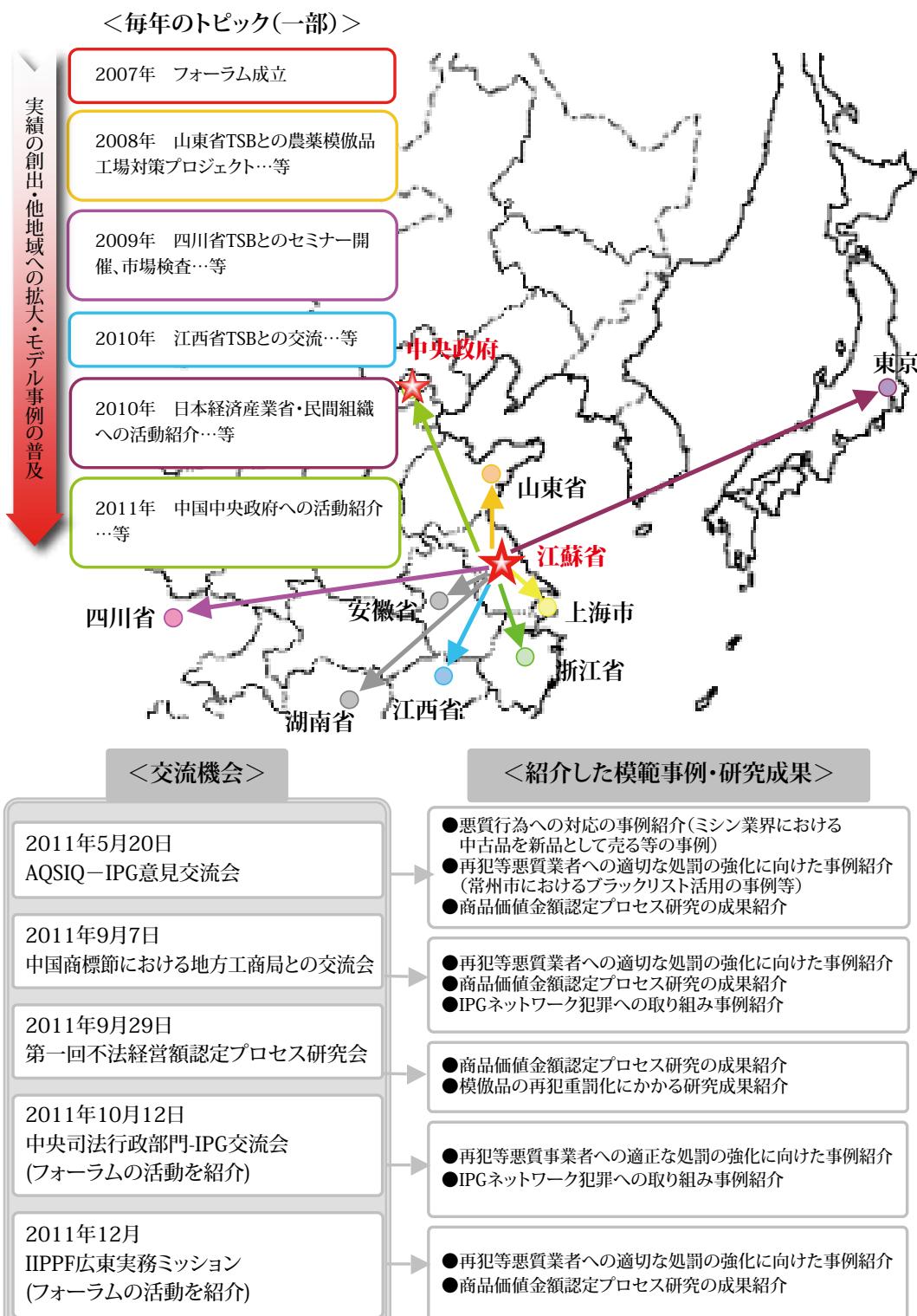


これまで見た人からの効果検証

ビデオを見た消費者からは、「模倣品・劣悪質品の危険性に対する認知が強化された、偽物 / 劣悪品から決別する」との声が多かった。同時に、「政府関連部門及び業界協会が真贋識別に関するビデオを作成し、消費者が偽物 / 劣悪品を識別する能力を高めてほしい」とのる声もあった。

3. フォーラムへの理解促進、活動活性化に向けた取組み

フォーラム設立後、江蘇省TSBと上海IPGは、相互協力のもと、活動内容を各方面へ紹介し、理解の促進を図ってきた。2011年には、特に中国中央政府への情報発信に注力した。



(1) AQSIQ-IPG 交流会

江蘇省 TSB – 上海 IPG ブランド保護連携フォーラムでは、2007 年 4 月の設立総会から都度の年次総会において、AQSIQ からの出席をいただき、フォーラム発展への支援を受けている。

開催日	年次総会	参加者
2007 年 4 月	「江蘇省 TSB – 上海 IPG ブランド保護連携フォーラム」設立総会	国家質量監督検驗検疫総局 製品監督司 副司長 劉春燕氏
2008 年 5 月	「江蘇省 TSB – 上海 IPG ブランド保護連携フォーラム」2008 年次総会	国家質量監督検驗検疫総局執法司 副司長 嶽馮敏氏
2010 年 4 月	「江蘇省 TSB – 上海 IPG ブランド保護連携フォーラム」2010 年次総会	国家質量監督検驗検疫総局 執法稽査司 副司長 董樂群氏

2011 年 5 月には、「2010 在華日資企業知的財産権保護貢献部門感謝式」にあわせ、「AQSIQ-IPG 交流会」を開催し従来の IPG 活動の成果等について交流した。主に、「江蘇省 TSB – 上海 IPG ブランド保護連携フォーラム」枠組みでの活動、浙江省・上海市 TSB との交流活動の成果について IPG より紹介し、以後の活動について中央政府からのアドバイスを受けた。

【開催主旨】

中国 IPG では、従来より、各地方 TSB をはじめとする知識産権関連部門との交流活動を数多く実施し、中には相互に効果を評価することのできた活動も多数存在する。特に近年では、活動継続による経験蓄積等に基づき、日系企業が注目するテーマについての交流活動がますます盛んになっている。

こうした背景において、現在 IPG では、従来の活動・成果について中央政府部門の認知を得、効果向上に資する指摘を受けるとともに、優れた活動については他地域への展開を図るなど、更に活動を発展させることを希求している。

そこで、IPG で毎年実施している「貢献部門感謝式」にあわせ、IPG 活動への理解促進、活動の更なる普及および従来活動に協力を得た地方 TSB への謝意表明することを目的として、中央政府部門との交流会を開催することとした。

日時 2011 年 5 月 20 日（金） 9:00 ~ 11:30

場所 上海龍之夢麗晶大酒店 5 階 晶松厅



▲交流会の様子



▲交流会の参加者（一部）

第二章 2011年度活動

【日中來賓】

＜中国側來賓＞

國家質量監督檢驗檢疫總局 執法督查司 副司長 馬 雪冰氏
商務部 条約法律司 副司長 楊 国華氏

＜日本側來賓＞

上海 IPG グループ長 理光（中国）投資有限公司 法務知財中国室 総經理	丸山 幸之助氏
北京 IPG グループ長 豊田汽車（中国）投資有限公司 知識產權室 部長	竹市 博美氏
上海 IPG 幹事 夏普（中国）投資有限公司 知財センター センター長	宮腰 佳代子氏
上海 IPG 幹事 卡西歐（上海）貿易有限公司 知識產權部 部長	長澤 洋介氏
上海 IPG 幹事 YKK（中国）投資有限公司 知的財產保護室 室長	石川 芳明氏
上海 IPG 代表講演者 JUKI 株式会社 技術本部 知的財產部	福永 大介氏
上海 IPG 代表講演者 重机（中国）投資有限公司 研究開発中心知識產權項目組長	宇田川 雄司氏
北京 IPG 代表講演者 パナソニック電工株式会社 法務・知識產權部副部長	何 珊妹氏
日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財產部長	児山 信之氏
日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財產課	宮川 嵩浩氏
日本貿易振興機構上海事務所 副所長	安藤 勇生氏
日本貿易振興機構上海事務所 知識產權部 部長	宮原 貴洋氏
日本貿易振興機構上海事務所 知識產權部	吳 秀媛氏
日本貿易振興機構北京事務所 知識產權部 部長	谷山 稔男氏
日本貿易振興機構北京事務所 知識產權部 副部長	高祖 紀史氏
日本貿易振興機構廣州事務所 知識產權部 科長	譚 博志氏

【議事次第】

冒頭挨拶

日方：日本貿易振興機構上海事務所 副所長 安藤 勇生氏
中方：國家質量監督檢驗檢疫總局 執法督查司 副司長 馬 雪冰氏

IPG 活動概要の紹介・謝意表明

北京 IPG グループ長 豊田汽車（中国）投資有限公司 知識產權室 部長 竹市 博美氏

北京 IPG 実務担当者連絡・研修会活動報告及び AQSIQ への交流依頼

パナソニック電工株式会社 法務・知識產權部 副部長 何 珊妹氏

上海 IPG- 江蘇省質量技術監督局ブランド保護連携フォーラム活動紹介

上海 IPG 幹事 夏普（中国）投資有限公司 知財センター センター長 宮腰 佳代子氏

上海 IPG ミシン業界活動紹介

JUKI 株式会社 技術本部 知的財產部 福永 大介氏

上海 IPG 自動車・自動車部品 WG 活動紹介

自動車・自動車 WG グループ長 豊田汽車（中国）投資有限公司 知識產權室 部長 竹市 博美氏

意見交流

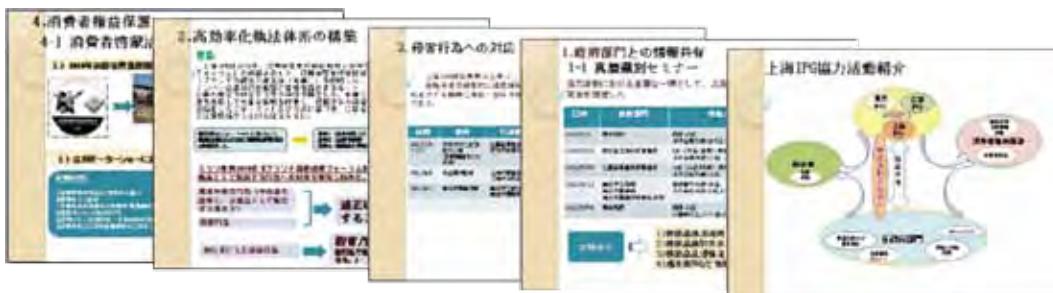
国家政府からの所感表明

意見交流

閉会挨拶

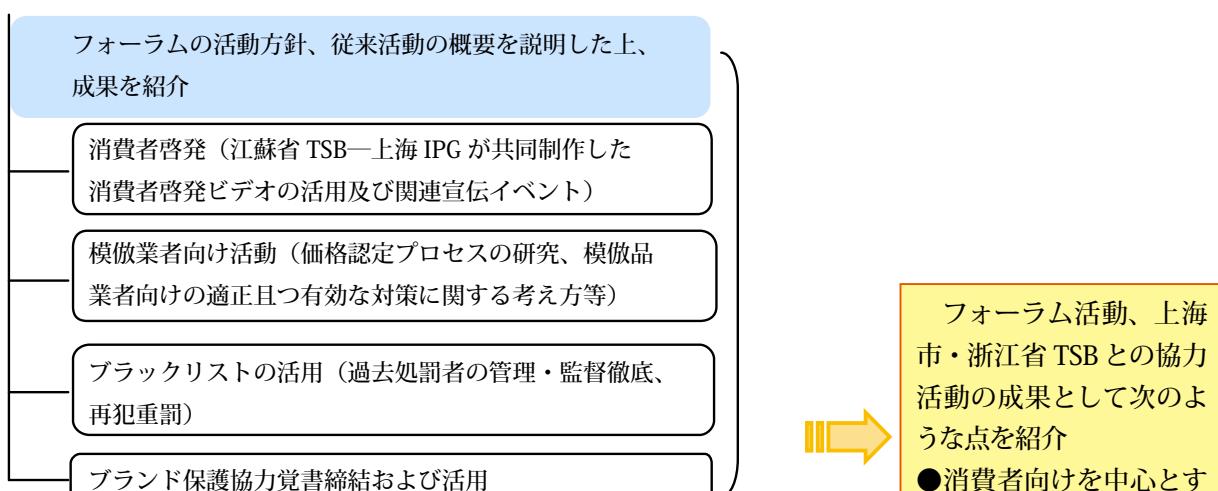
上海 IPG グループ長 理光（中国）投資有限公司 法務知財中国室 総經理 丸山 幸之助氏

【IPG 講演内容】

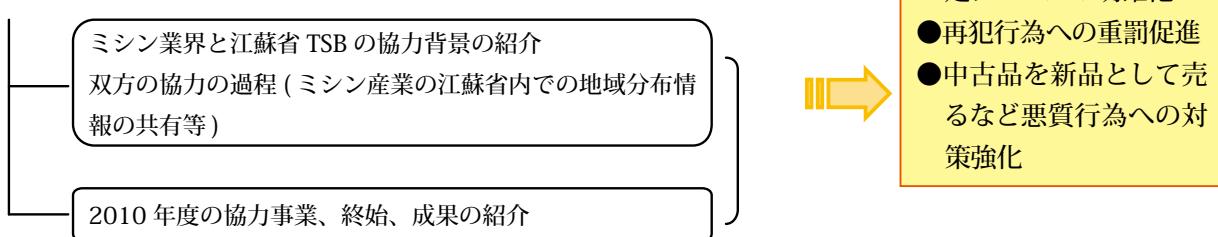


(講演の構成)

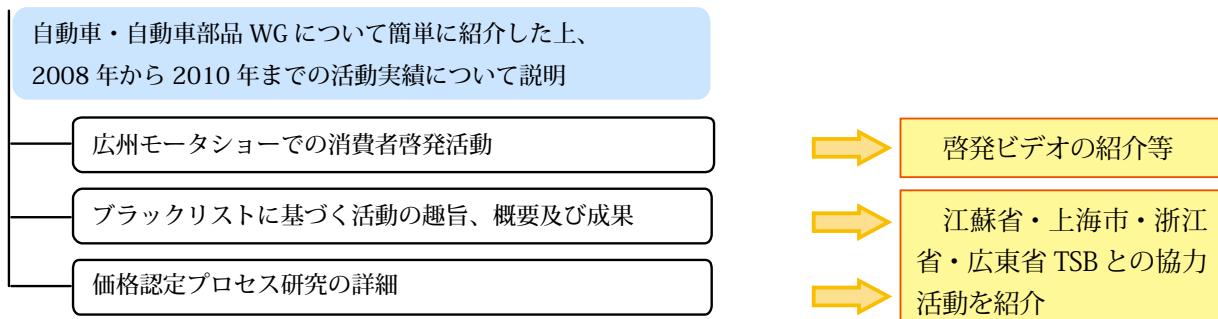
①江蘇省 TSB—上海 IPG ブランド保護連携フォーラムの紹介



②江蘇省 TSB の取り組みとその優勢—ミシン業界活動紹介



③上海 IPG 自動車・自動車部品 WG 活動紹介



第二章 2011年度活動

【国家政府部門からの所感】

<馬副司長発言要旨>

① IPG 活動への評価

- i 中国の法律・法規を守り、違法行為への取締りに非常に寄与し、成果を収めている。
- ii 中国の司法部門や執法部門との協力体制を整え、取締の成果をあげ、コストの削減に寄与している。
- iii 細分化したワーキング・グループの設立等を通じ、専門的観点から一連の新しい問題点（巧妙化・隠蔽化問題、現行法の空白部分）を発見した。中国法律の立法を更に完備させることに寄与している。ただし、一部の問題点は、今後グローバルな連携を図って解決していくべき。
- iv 各方面に対し、非常に有益な交流活動（価格認定プロセス研究会等）が盛んに行われ、互いの理解が深められ、新しい問題点の発見や対策にとって重要な意義がもたらされた。



②評価に基づく所感

- i IPG の努力で、執法部門と良好な交流基礎が固められた。今後は互いに意見交換し、如何にして新しい対策を打ち出すべきかについて議論したい。
- ii (自動車部品を例にして、各種の問題をあげたうえ)これらの問題に対し、系統的に解決していくべき。立法、執行、司法裁判の面から特殊な対応が必要。

③今後の課題

- i 中国の現行法律、法規の研究促進
- ii 日本の関連事例、実際の裁判に関する経験の共有
- iii 消費者向けの対応、例えば価格に対する調整

④ IPG (WG) への要望

- i 消費者の心理やニーズ等を踏まえた各種の見直し。
- ii IPG (WG) 活動を地方政府に普及し、沿海部と内陸部における異なる模倣品対策をそれぞれの地方政府にフィードバックしてほしい。

<楊副司長発言要旨>

①貢献部門感謝式および交流会の内容に対する評価

商務部や中央政府と日本政府との協力、ならびに政府と民間レベルの協力、民間レベルの協力等に関して非常に良いアドバイスと提案を受けた。



② IPG への要望

交流会での講演や状況報告を工商局や公安局、検察院、人民法院の方々にも周知しやすく、IPG からの協力が欲しい。

(2) 中央司法行政部門—IPG 知識産権交流会

AQSIQ – IPG 交流での商務部楊副司長からのアドバイスを受け、フォーラム活動等で蓄積したIPG 活動の成果を他の中央政府部門に紹介した。交流会当日には、5月の AQSIQ-IPG 交流会で報告した「江蘇省 TSB – 上海 IPG ブランド保護連携フォーラム」の活動をはじめ、IPG 会員の以下の取り組みについて紹介および交流を行った。

【背景】

2011年5月に開催されたAQSIQ-IPG 交流会を踏まえ、商務部の支援のもと、知的財産権保護の側面で重要な役割を果たす国家工商行政管理総局、国家知識産権局、国家版権局、最高人民法院、公安部および検察院との間で、IPG 活動への理解促進、活動の更なる普及および従来活動に協力を得た地方当局へ謝意表明することを目的として、以下の要領で交流会を開催することにした。

日時 2011年10月12日（水） 9:00～12:00

場所 商務部内会議室

【参加者】

日本側参加者

経済産業省、特許庁、日本貿易振興機構

IPG 代表企業：トヨタ、リコー、マツダ、シャープ、ホンダ、オリンパス

中国側参加者

商務部、最高人民法院、公安部、国家工商行政管理総局、国家知識産権局、国家版権局

【議事次第】

9:00-9:10	冒頭挨拶 中方：商務部 副司長 楊國華氏 日方：経済産業省 室長 松下達也氏	
9:10-9:20	IPG 活動概要の紹介・謝意表明 発言者：トヨタ 竹市博美氏（北京 IPG グループ長）	
9:20-9:40	IPG での知的財産権侵害押収品の価格認定に関する取組みの紹介 発言者：マツダ 小林明宏氏	
9:40-10:20	IPG での再犯等悪質事業者への適正な処罰の強化に向けた取組みの紹介 発言者：シャープ 宮腰佳代子氏（上海 IPG 運営幹事）	
10:20-10:40	IPG でのネットワーク犯罪への取組み、事例紹介 発言者：リコー 丸山幸之助氏（上海 IPG グループ長）	
10:50-11:50	意見交流 ①中国政府部门からの所感表明 ②質疑応答・交流	
11:50-12:00	閉会挨拶 中方：商務部 副司長 楊國華氏 日方：特許庁 課長補佐 大峰勝士氏	

▲交流会の様子

第二章 2011年度活動

(3) IIPPF ミッションを通じた成果普及

IPG は、2011 年に IIPPF が毎年派遣している中国中央政府向け実務レベルミッションおよび広東実務レベルミッションに参加、協力した。

※国際知的財産保護フォーラム (IIPPF) は、海外における知的財産権侵害問題の解決をめざす企業・団体の集まり。各国へのミッション派遣、情報交換、人材育成などのプロジェクトチームが、内外の関係機関と連携した取組みを展開している。

特に広東向けミッションでは、準備段階より両者間の調整を継続し、広東省 TSB、広東省 AIC 訪問当日には、交流の一部を IPG が担った。

① IIPPF 実務レベルミッション

IIPPF は、2011 年 11 月 23 日(水)から 26 日(土)の間、第 9 回知的財産保護官民合同訪中代表団(実務レベルミッション)を北京に派遣した。

中国政府機関 7 機関（最高人民法院、農業部、海關總署、国家工商行政管理總局、国家質量監督檢驗檢疫總局、国家版權局、国家林業局）に対して、IIPPF が提出した建議事項につき、意見交換を行った。

同ミッションの準備段階において、IPG からは、従来の各 TSB との交流成果に基づき、ミッション団の交流・建議内容に意見を提示した。

【代表団メンバー】

メンバー： 産業界 (IPG 代表含む) 及び日本政府 (経済産業省、特許庁、財務省、内閣官房知的財産戦略推進事務局、農林水産省) の総勢約 50 名

事務局： 日本貿易振興機構

【中国側対応者 (IPG 参加部分)】

最高人民法院 民事審判第三庭

審判長・法官 夏 君麗氏

海關總署 政策法規司 知識產權處

処長 李 群英氏

国家工商行政管理總局 國際合作司 多辺処

副処長 舒 玲敏氏

国家質量監督檢驗檢疫總局 執法督查司 執法信息処

処長 範 春光氏

【国家質量監督檢驗檢疫總局との対話】

国家質量監督檢驗檢疫總局に対して提出した建議

- i 取締対象製品の範囲拡大
- ii 惡意の偽造品業者に対する対応・摘発の強化
- iii 罰則強化及び対応
- iv 処罰結果の明確化
- v 行政摘発実施の諸費用の負担



② IIPPF 広東実務レベルミッション

広東実務レベルミッションは、IPG の従来活動に基づく課題の言及に適切な場と考えられたため、当日の交流内容の作成などについては、IPG も主体的に参加した。当日は IPG 代表より、「再犯への重罰化」および「商品価値金額認定プロセス」の 2 つをテーマとし、フォーラム等での研究・活動成果を紹介し、その後意見交流を行った。

【日程】

2011 年 12 月 12 日（月） 10：00 – 11：30 広東省工商行政管理局との交流

2011 年 12 月 13 日（火） 9：00 – 11：30 広東省質量技術監督局との交流

【代表団メンバー】

メンバー：産業界及び日本政府の総勢 30 名

（経済産業省、特許庁、内閣官房知的財産戦略推進事務局）

事務局：日本貿易振興機構

【中国側対応者】

広東省工商行政管理局 副局長 姜 海平氏、他数名

広東省質量技術監督局 稽査局局長 湯 武氏、他数名



▲広東省質量技術監督局で会議の模様

第二章 2011年度活動

【広東省 TSB との交流内容】

日時	2011年12月13日(火) 9:00~11:00
場所	広東省質量技術監督局
内容	<p>①双方挨拶・北京中央政府向け建議事項の紹介 ②日本企業によるプレゼンテーション及び意見交換</p> <ul style="list-style-type: none">i 再犯対策に関するプレゼンテーションii 意見交換iii 商品価値金額に関するプレゼンテーションiv 意見交流 <p>③双方挨拶</p>

【IPG 代表からのプレゼンテーション内容】

①再犯対策

- i 現状確認
 - ・再犯の定義
 - ・重罰の運用確認
- ii 再犯重罰化のまとめ
- iii 広東省当局への協力と提案
- iv 重罰の根拠要件、基準に関する質問

②商品価値金額の認定

- i 現状確認
 - ・商品価値金額の認定プロセス
 - ・物価局への鑑定依頼プロセス
 - ・刑事移送基準判断プロセス
 - ・行政処罰決定プロセス
 - ・るべき姿
- ii 商品価値金額認定プロセスのまとめ
- iii 広東省当局への協力と提案
- iv 商品価値金額の認定に関する質問

4. 華東地域での活動展開

過去のフォーラム年次報告書でも紹介されているとおり、上海 IPG では、江蘇省 TSB と同様に、華東地域の他の省・市の TSB とも各種活動を展開している。2011 年に展開した主な活動は以下の通りであった。

(1) 自動車・自動車部品 WG の活動（上海 TSB による摘発への同行）

國務院「知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品の製造・販売の摘発に関する特別プロジェクト活動方案」（国弁發〔2010〕50 号）の発布に伴う活動として、上海市質量技術監督稽查総隊と上海 IPG 自動車・自動車部品 WG との協力のもと、市場への検査活動を実施した。

【概要】

日時	2011 年 4 月 8 日
場所	上海市閔行区虹梅南路 3888 号 吳中汽配城
管轄機関	上海市質量技術監督稽查総隊
情報出所	自動車・自動車部品 WG による情報提供
参加者	執法員約 60 名（上海市公安も一部参加） 自動車・自動車部品 WG 代表 4 社、日本貿易振興機構上海事務所
検査結果	ターゲットの 5 店舗に対して一斉摘発を実施した。 日系 4 社の権利侵害品が発見され、現場鑑定後に押収された。



第二章 2011年度活動

(2) 上海市TSB向け真贋識別セミナー

【目的】

上海IPGと上海市質量技術監督稽査総隊との協力に基づき、2008年に続き、2回目の真贋識別セミナーを開催した。本セミナーでは、同局における模倣品取締りの支援を目的として、権利者より法執員に対し、日系企業の製品概要、模倣品の流通概要、真贋識別ポイントなどを説明した。

主催 上海市質量技術監督稽査総隊
上海IPG/日本貿易振興機構上海事務所
日時 2011年9月23日(金) 9:00~16:00
場所 上海龍之夢麗晶大酒店 4階 BallroomC

【参加者】

日本側

上海IPG企業16社 計18名

日本貿易振興機構上海事務所 4名

中国側

上海市質量技術監督稽査総隊、上海市18区・県TSB稽査局

合計約80名

【議事次第】

9:30~9:45	開催挨拶 上海市質量技術監督稽査総隊 副総隊長 曹国華氏 日本貿易振興機構上海事務所 副所長 安藤勇生氏				
9:45~12:00	権利者講演 カシオ シャープ プラザー キヤノン エプソン 日立 重機 YKK ソニー				
13:30~15:15	権利者講演 松下電工 オムロン トヨタ 旭硝子 NSK KYB 本田技研				
15:15~15:55	真贋製品展示説明会				
15:55~16:00	閉会挨拶 上海市質量技術監督稽査総隊 副総隊長 周如一氏				

【開催概要】

参加した 16 社の上海 IPG メンバーが、企業および製品・模倣品の概要、正規品および模倣品の流通・生産状況、過去の上海市における案件事例、真贋判別並びに疑義判断のポイント等を説明した。

本セミナーには、上海市内各県・区 TSB から約 80 名の執法員が参加し、会議では、上海市 TSB による知的財産権保護の重視が強調された。参加した執法員は、特に、模倣品と正規品の展示説明に興味を示し、権利者との直接交流ができたことからも有益な交流であったとの所感が寄せられた。

【セミナーの模様】



第二章 2011年度活動

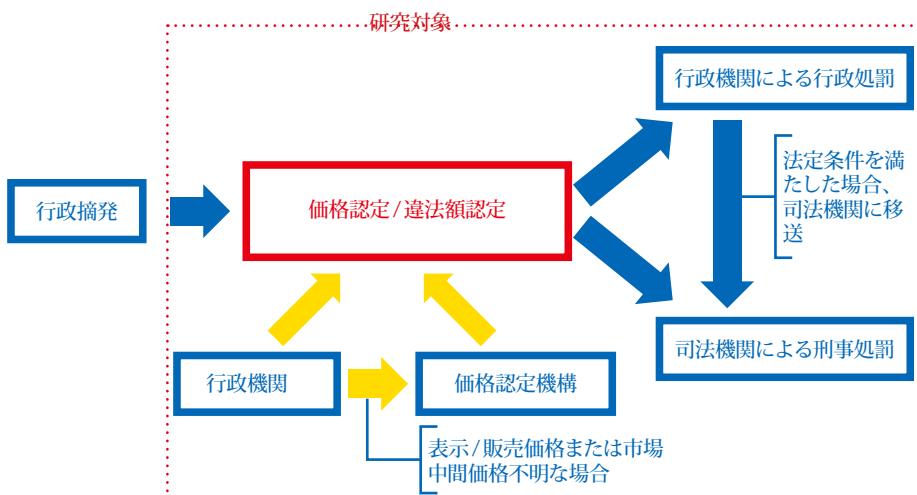
(3) 第一回不法経営額認定プロセス検討会の開催（杭州市）

上記のとおり、上海 IPG 自動車・自動車部品 WG では、2009 年より押収された模倣品の価格認定プロセスに関する研究会の開催を継続し、価格算定基準、刑事移送基準等について検討している。本研究会はフォーラム活動として開始されたものであり、その後浙江省、上海市等の当局の協力を得て、更なる発展がはかられている。約 15 回の開催を経て、権利者と執法当局の交流が深められるとともに、各種関連論点に関する認識共有が進み数多くの研究成果が奏されたため、2011 年には多くの機会を捉え本研究会の研究成果を普及した。

以下に従来の研究会の経緯を紹介した後、2011 年 9 月に浙江省 TSB、杭州市 TSB の協力を得て杭州市で開催した「第 1 回不法経営額認定プロセス検討会」の概要を示す。

【取組の概要】

■研究の対象範囲

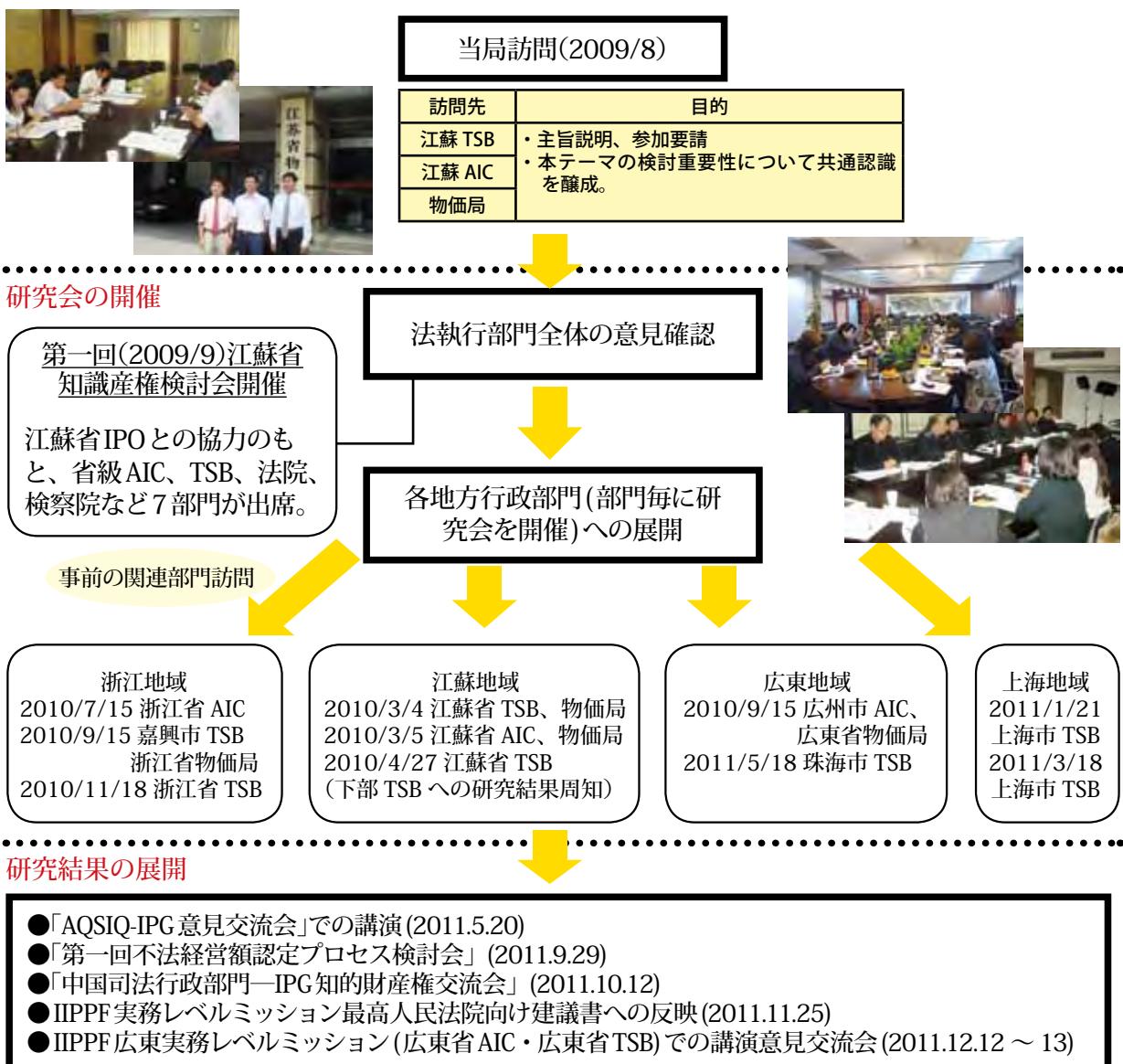


■研究対象とした主な論点

- ①押収品価格算定の基準単価の考え方
 - ・販売品と生産品との単価の考え方
 - ・表示価格が不明な場合の取扱（市場小売価格とは）
- ②情状が重い場合は（製品品質法第 50 条、第 53 条商標法第 59 条、刑法第 213～215 条、{2004} 司法解釈 19 号第 1 条など）
- ③権利者から提供される情報の取扱
- ④押収品価格に対する権利者関与の可否（押収品価格決定前）
- ⑤物価局への鑑定委託の要件、タイミング、依頼方法
- ⑥「販売価格」の定義
- ⑦押収品価格に基づく罰金額の算定方法
- ⑧押収品価格に対する権利者の関与（処罰決定後）

■価格認定プロセス研究会の経緯

事前準備：関連当局を訪問し、関連情報を取得(江蘇省から開始)



< WG 会員の声 >

各当局（江蘇省、浙江省、上海市、広東省）との間で価格認定プロセス研究会を実施し、価格単価の考え方から刑事移送基準、最終的な処罰決定書発行までの流れを明確化するに至った。目標に掲げていた再犯抑止の為の重罰化（刑事移送）に向けた取組みの初期段階は完了でき今後の戦略を練る上での基礎を築く事ができた。一方で、研究会を実施した当局に対し重罰化の必要性・重要性を認識いただけたと考えられる。

第二章 2011年度活動

■第1回 不法経営額認定プロセス検討会の概要

日時 2011年9月29日(木) 9:00～16:00

場所 杭州 JW万豪酒店

【参加者】

日本側

経済産業省

IPG 代表企業(トヨタ、マツダ)

日本貿易振興機構

中国側

中央政府：商務部、最高人民檢察院、最高人民法院、公安部

地方政府：北京市海淀区人民檢察院、浙江省質量技術監督局、浙江省知識產權局、浙江省公安廳、浙江省高級人民法院、浙江省價格認定中心、杭州市工商行政管理局、杭州市質量技術監督局、寧波市工商行政管理局、嘉興市質量技術監督局、嘉興市工商行政管理局、上海市質量技術監督局 計約60名

【議事】

9:00～9:30	冒頭挨拶(日中) 中方：商務部 条約法律司 副處長 李 明氏 日方：経済産業省 製造産業局 模倣品対策・通商室 室長 松下 達也氏
9:30～10:10	中国中央政府機関列席者挨拶 最高人民檢察院 立案監督処 助理檢察官 朱 栄力氏 最高人民法院 刑事二庭 法官助理 劉 小虎氏 公安部 経済偵査局 呂 偉氏
10:10～12:00	北京海淀区檢察院からの講演 「不法経営額認定に関する案例紹介」 講演者：北京市海淀区人民檢察院 知識產權処 檢察官 趙 峰氏 北京市海淀区人民檢察院 知識產權処 檢察官 吕 曉華氏
13:30～14:10	日系企業からの講演 「模倣品再犯業者撲滅に向けて」 講演者：マツダ株式会社 知識產權部 アシスタントマネージャー 水嶋 浩治氏
14:10～15:40	パネルディスカッション モデレーター：日本貿易振興機構上海事務所 知識產權部 部長 宮原 貴洋氏 パネル：最高人民檢察院 立案監督処 助理檢察官 朱 栄力氏 最高人民法院 刑事二庭 法官助理 劉 小虎氏 公安部 経済偵査局 呂 偉氏 豊田汽車(中国)投資有限公司 知識產權室 部長 竹市 博美氏 マツダ(中国)企業管理有限公司 北京分公司 開発渉外部 知識產權課 経理 水嶋浩司氏
15:40～16:00	全体総括 / 終了挨拶 中方：商務部 条約法律司 副處長 李 明氏 日方：経済産業省 製造産業局 模倣品対策・通商室 室長 松下 達也氏



5. フォーラムの影響力拡大

(1) 湖南省 TSB との交流

2011 年に、上海 IPG では湖南省 TSB との交流を開始した。上海 IPG での江蘇省をはじめとする各地 TSB との従来の活動、湖南省 TSB による劣悪模倣品への対応状況等を相互に紹介した後、以後の湖南省 TSB と上海 IPG との交流について検討した。

日 時	2011 年 9 月 1 日（木） 10:00 ~ 12:00
場 所	湖南省 TSB 内部会議室
参加者	湖南省 TSB 監督処 処長 宵貝氏、 日本貿易振興機構上海事務所 宮原 貴洋氏、同王 婷婷氏

【成果の概要】

下記 3 点につき検討し、初期的に合意した。

- ①今後の上海 IPG との継続的な相互交流
- ②真贋識別セミナー等の交流イベントの開催（詳細は別途検討）
- ③消費者啓発 DVD の活用（TSB 側で DVD の内容を確認後、使用可能性・場面等を検討）

(2) 全国質量技術監督部門の執法打撃関係者の人材養成に関するトレーニング

法治質検、科技質検、調和質検の全面的な建設の要求に応じ、執法チームの建設をより強化し、行政執行と執法人員の総合素質を高めるために、国家質檢總局執法督查司の「2011 年度執法打撃業務トレーニングの通知」（質檢執文書 [2011]51 号）精神に基づき、2011 年 6 月 13 日から 6 月 16 日まで江蘇省南京市で全国質量監督部門執法打撃関係者トレーニングが実施された。

本トレーニングは、質量監督検驗検疫總局が全国の質量技術監督局の幹部執行官を集め、年 1 回開催しているものであるところ、江蘇省 TSB の要請に応じ、日本国特許庁国際課 地域政策室長・山本信平氏が「知的財産権保護の側面における国際新動向」をテーマに講演を行った。山本室長は海外専門家として初めて本セミナーに参加した。

【トレーニングの概要】

内容	中国全国質量技術監督局セミナー
日時	2011 年 6 月 16 日（木）
場所	南京市古都飯店
出席者	
■江蘇省質量技術監督局 副局長 孫春雷氏	
ほか質量技術監督局の幹部執行官約 120 名	
■日本国特許庁 国際課 地域政策室長 山本信平氏	
■日本貿易振興機構上海事務所 知的財産部部長 宮原貴洋氏	
日本貿易振興機構上海事務所 知的財産部部長助理 吳秀媛氏	

第二章 2011年度活動

※参加した各地 TSB :

省：黒竜江省、遼寧省、河北省、河南省、陝西省、甘粛省、青海省、江蘇省、浙江省、安徽省、

江西省、湖北省、湖南省、四川省、貴州省、福建省、広東省、雲南省、海南省

自治区：内モンゴル、寧夏、新疆ウイグル、広西

直轄市：上海市、重慶市

25省・市のTSBより計86名参加

講演の概要

本トレーニングにおいて山本室長は、「江蘇省TSB-上海IPGブランド保護連携フォーラム」活動を含む、従来の日中知財協力について内容を紹介した後、主に次のトピックを説明した。

- ①知的財産権保護の必要性
- ②知的財産権保護に関する国際条約
- ③各国におけるエンフォースメントの現状
- ④質量技術監督局に対する日本企業の評価
- ⑤日本国特許庁の方向性

また、日本国特許庁の国際協力として、これまでに海外諸国から3,500人の研修生（中国からの659人を含む）を受け入れたことを説明した。



▲セミナーの様子



▲江蘇省TSB



▲山本氏

講演後、山本氏の講演内容について江蘇省TSBからも高い評価があり、今後もこのような交流活動を継続してほしいとの要望がなされた。今後もこうした交流会において、相互の協力がはかられることが期待される。

TSBからの声

今回のトレーニングでは「法律の適用原則」、「法律に基づく行政概要」および「国際知的財産権保護」等のテーマについて、それぞれ専門講座を開いた。講座は内容が充実しており、目的性と指導性も強かったため、講座に参加した人員は、法律問題・具体事例に強い居みを持ち、講演者と積極的に交流・検討した。

(3) 自動車・自動車部品 WG- 広東省珠海市 TSB 價格認定プロセス研究会

前期の通り、自動車・自動車部品 WG では、模倣品の行政摘発における処罰・刑事移送の適正化を目的として、その根拠となる案件価値（押収品および既存取引額）の価格認定プロセスに関し、江蘇省をはじめ、浙江省・広東省内の関連政府部門との研究会を重ね、当該プロセスの明確化、当局と権利者との共通認識醸成等を行っている。

2011年5月には、TSB の主な管轄範囲（製造・生産領域）における模倣品価値の算定方法及び広東省内関連規則の運用実態をより一層認識・確認するため、珠海市 TSB を招聘し、当該研究会を開催した。

日時 2011年5月18日（水） 13:00～14:45

場所 日本貿易振興機構上海事務所会議室

【参加者】

日本側

自動車・自動車部品 WG メンバー 8 社、ジェトロ上海事務所

中国側

広東省珠海市質量技術監督局 副局長 黄漢青氏

広東省珠海市質量技術監督局稽察分局 副局長 吳錫欽氏

【テーマ・論点】

① 質量技術監督局による価格認定プロセス

i 単価算定の基準に対する考え方

・表示価格が不明な場合の取扱（正規品価格参照の可能性、証拠収集の方法等）

ii 半製品の取扱（認定要件、完成品として認定の可能性）

② 価格認定機構への鑑定依頼プロセス

iii 依頼条件の確認

③ 刑事移送基準判断プロセス

iv 「その他情状がひどい」に該当する場合の検討

④ 行政処罰決定プロセス

v 再犯場合の扱い

⑤ その他

vi 権利者から提供される情報の取扱（商品価値価格決定前）

vii 商品価値価格に対する権利者の関与（処罰決定後）

viii 省内関連部門（AIC 等）との協力体制

ix TSB からの要望

第三章

フォーラム枠組みでの案件事例

「ブランド保護連携覚書」活用活動

江蘇省 TSB と上海 IPG は 2010 年に、江蘇省質量技術監督局との「ブランド保護連携フォーラム」の枠組みのもと、「ブランド保護連携覚書」を締結した。これにより、上海 IPG 会員企業の同局に対する模倣品情報提供ルートが確立された。

2011 年の活動項目

活動一：初犯者情報の提供

概要：上海 IPG 会員が、所定のフォーマットで、江蘇省内の模倣品情報（簡易情報）を江蘇省 TSB に提供し、簡易かつ低コストで摘発を実施する。

活動二：再犯の抑止（ブラックリストの活動）

概要：上海 IPG 会員が、所定のフォーマットで、江蘇省内で過去に模倣品を扱い処罰を受けた者のリスト（ブラックリスト）を江蘇省 TSB に提供し、TSB がリスト上の業者の再犯状況を確認することで、再犯者の摘発を簡易且つ低コストで行う。再犯行為が発見された場合には、法に基づき、重罰する等厳しく監督し、処罰する。

活動三：侵害行為分布情報提供（TSB から要請された新しい活動）

概要：上海 IPG 会員より、任意の形式で、模倣品工場・市場の密集地域（市 / 県）、再犯多発市場、模倣品店舗の密集市場などに関する情報を江蘇省 TSB に提供し、重点検査対象とするよう要請する。（付随して、再犯、初犯等の詳細情報がある場合には、活動 I または II の関連フォーマットも使用）

8 月に上海で開催した「上海 IPG 幹事会－江蘇省 TSB 交流会」で上記方針を確認した。

第三章 フォーラム枠組みでの案件事例

1. 「ブランド保護連携覚書」に基づく活動の事例

活動一：初犯者情報の提供

2011年下半期に、上海IPG会員企業より活動の要旨に従い、以下のとおり計71件の初犯者情報を提供した。

■業界による地理分布図



各権利者情報提供および検査の結果は次のとおりであった。

<パナソニック社>

《案件1》昆山市における検査活動

昆山市では、計4箇所のターゲットに関する情報提供が行われた。

対象1：昆山港龍建材市場
所在地：昆山市青陽北路西側
面積：約30万m²
経営範囲：建築材料（室内装飾品等）工芸品、家電、雑貨
侵害製品：配線製品（コンセント、スイッチなど）
侵害類型：商標権侵害
申立概要：同市場内の計9店舗が模倣行為を行っている疑いがあったため、権利者より初犯者情報としてTSBに申立を行った。



検査実施日：2011年11月17日
担当機関：昆山市質量技術監督局
検査結果：申立した9店舗中、3店舗で偽物が発見され計129件の侵害品を押収した。
現状：処罰決定書待ち

対象2：昆山商贸城
所在地：昆山市震川西路
面積：約20万m²
経営範囲：建築材料（室内装飾品等）、服飾品、衣類、工芸品、家電、雑貨
侵害製品：配線製品（コンセント、スイッチなど）
侵害類型：商標権侵害
申立概要：同市場内の計7店舗が模倣品を扱っている疑いがあったため、権利者より初犯者情報としてTSBに申立を行った。



検査実施日：2011年11月17日
担当機関：昆山市質量技術監督局
検査結果：申立した7店舗中、4店舗で侵害品が発見され計493件の侵害品を押収した。
現状：処罰決定書待ち

対象3：昆山億豊機電城
所在地：昆山市朝陽東路111号
面積：不詳
経営範囲：建築材料（室内装飾品等）、家電等
侵害製品：配線製品（コンセント、スイッチなど）
侵害類型：商標権侵害（商標類似）
申立概要：同市場内の2店舗が模倣品を扱っている疑いがあったため、権利者より初犯者情報としてTSBに申立を行った。



検査実施日：2011年11月17日
担当機関：昆山市質量技術監督局
検査結果：2店舗とも商標類似侵害だったため、関連部門である昆山市AICに移送した。
現状：昆山市AIC処理待ち

第三章 フォーラム枠組みでの案件事例

対象4：昆山市内の道沿い店舗
所在地：昆山市
侵害製品：自動ドア
侵害類型：ブランド模倣
申立概要：同街路沿いにおいて、計4店舗が模倣品を扱っている疑いがあったため、権利者より初犯者情報としてTSBに申立を行った。
検査結果：処理中

《案件2》蘇州市における検査活動

蘇州市では、次のターゲットに関する情報提供が行われた。

対象：蘇州華東電器城
所在地：蘇州市平江北環東路8号
面積：約2万m²
経営範囲：家電、通信機器等
侵害製品：配線製品（コンセント、スイッチなど）
侵害類型：商標権侵害
申立概要：同市場内の計8店舗が模倣品を扱っている疑いがあったため、権利者より初犯者情報としてTSBに申立を行った。
検査実施日：2011年12月6日
担当機関：蘇州市工商行政管理局
検査結果：申立した8店舗とも商標権侵害疑いがあったため蘇州市質量技術監督局より、関連部門である蘇州市AICに移送した。蘇州市AICは蘇州市TSBから移送された8店舗に対して検査を実施した結果、7店舗で侵害品を発見され、計232件の侵害品を押収した。
現状：処罰決定書待ち



《権利者の声》

昆山TSBには、江蘇省TSBブランド保護連携フォーラムの備忘録に基づき、簡易な侵害疑義情報に基づき、20件もの情報提供に対応いただきました。

権利者からの通報後、真摯な態度で小さな案件へも全て対応していただけ、また、案件の状況によっては、作業負担を厭わず、AICへの移送を行ってくださいり、昆山TSBの協力的かつ業務への真剣な姿勢に感謝しています。

今回のような比較的模倣規模の小さなターゲットには、費用対効果等の観点から通常権利者自ら対応するのは困難であるため、今回のように効率的に対応いただければ模倣品に抑止に効果が高いと考えます。

<オムロン社>

《案件1》昆山市における検査活動

昆山市では、計3箇所のターゲットに関する情報提供が行われた。

対象1：昆山港龍建材市場

所在地：昆山市青陽北路西側

面積：約30万m²

経営範囲：建築材料（室内装飾品等）、工芸品、家電、雑貨。

侵害製品：継電器

侵害類型：商標権侵害

申立概要：同市場内の計2店舗が模倣品を扱っている疑いがあったため、権利者より初犯者情報としてTSBに申立を行った。

検査実施日：2011年10月19日

担当機関：昆山市質量技術監督局

検査結果：当日には、2店舗中1店舗で偽物が発見され、計70個の偽物を押収した。

現状：物価局の価格認定待ち

処罰決定書待ち



対象2：昆山玉山鎮超華商貿城

所在地：昆山市震川西路

面積：約20万m²

経営範囲：建築材料（室内装飾品等）、服飾品、衣類、工芸品、家電、雑貨。

侵害製品：継電器、タイマ

侵害類型：商標権侵害

申立概要：同市場内の計5店舗が模倣品を扱っている疑いがあったため、権利者より初犯者情報としてTSBに申立を行った。

検査実施日：2011年10月19日

担当機関：昆山市質量技術監督局

検査結果：申立した5店舗中、2店舗で偽物が発見され、計1098個の偽物を押収した。

現状：物価局の価格認定待ち

処罰決定書待ち



対象3：昆山億豊機電城

所在地：昆山市朝陽東路

経営範囲：建築材料（室内装飾品等）、家電等。

侵害製品：継電器、マイクロスイッチ、タイマ

侵害類型：商標権侵害

申立概要：同市場内の1店舗が模倣品を扱っている疑いがあったため、権利者より初犯者情報としてTSBに申立を行った。

検査実施日：2011年10月19日

担当機関：昆山市質量技術監督局

検査結果：申立した1店舗で計502個の偽物が発見され、すべて押収した。

現状：物価局の価格認定待ち

処罰決定書待ち



第三章 フォーラム枠組みでの案件事例

《案件2》蘇州・南京市における検査活動

両市では、計2箇所のターゲットに関する情報提供が行われた。

対象1：蘇州賽格電子市場

所在地：蘇州市高新区濱河路 588号

面積：約12万m²

経営範囲：電子製品、通信商品、IT機器、修理センター等。

侵害製品：継電器、タイマ、光電センサ

侵害類型：商標権侵害

申立概要：同市場内の計12店舗が模倣品を扱っている疑いがあったため、権利者より初犯者情報としてTSBに申立を行った。

移送手順：本情報を受けた江蘇省TSBからは、案件関連地域である蘇州市TSBに移送した。蘇州市TSBに案件状況を確認した結果、商標権侵害であることから関連AICに移送した。

検査実施日：2012年2月10日

担当機関：蘇州高新区工商局

同行機関：蘇州高新区公安局經偵大隊

検査結果：申立した案件は12店舗だったが、1店舗は当日偽物が発見されなかった。その他、当日には、申立案件以外に一つの案件について自主摘発がなされた。当日計6907個の偽物を押収した。

現状：関連書類の準備、処罰決定書待ち



対象2：南京華龍電子電気商城

所在地：南京市中山東路 110号

面積：約6,000m²

経営範囲：電子製品。

侵害製品：継電器、タイマ、光電センサ

侵害類型：ブランド模倣

申立概要：同市場内の計8店舗が模倣品を扱っている疑いがあったため、権利者より初犯者情報としてTSBに申立を行った。

検査実施日：2012年2月9日

担当機関：南京市質量技術監督局白下分局

検査結果：当日3店舗から計3960個の偽物を押収

現状：関連書類の準備、処罰決定書待ち



<ペアリング業界>

ペアリング業界からは、張家港市のターゲットに関する情報提供が行われた。

①張家港市における調査

調査範囲：張家港市長安中路、五金機電広場、青草巷五金機電広場

所在地：江蘇省張家港市長安中路、公園路 66 号

経営範囲：ペアリング

侵害製品：ペアリング

侵害類型：商標権侵害

申立概要：範囲内の計 3 店舗が模倣品を扱っている 疑いがあったため、権利者より初犯者情報として TSB に申立を行った。

現状：処理中

<白光社>

白光社からは、蘇州市のターゲットに関する情報提供が行われた。

対象 1：蘇州賽格電子市場

所在地：蘇州市高新区濱河路 588 号

面積：約 12 万m²

経営範囲：電子製品、通信商品、IT 機器、修理センター等

侵害製品：はんだこて、こて部、こて先、静電気テスト器、ヒーター等

侵害類型：登録商標盜用

申立概要：市場内の計 12 店舗に模倣品を扱っている疑いがあつたため、権利者より初犯者情報として TSB に申立を行った。

移送手順：本情報を受けた江蘇省 TSB からは、案件関連地域である蘇州市 TSB に移送した。

蘇州市 TSB が案件状況を確認した結果、商標権侵害であることから関連 AIC に移送した。

検査実施日：2012 年 2 月 22 日

担当機関：蘇州市高新区（虎丘）工商行政管理局

検査結果：当日には、対象となった 10 店舗中 6 店舗（残る 4 店舗では模倣品を素早く隠したり、店舗をオープンにしたまま販売員が身を隠したため摘発等が出来なかった）で偽物が発見され、半田こて 13 台とその他部品 4293 個の偽物を押収した。また、1 店舗からは摘発現場で押収品の廃棄処分措置を執り、「今後は偽物を販売しない」との承認書を書いてもらった。

現状：処罰決定書待ち



以上の通り、2011 年下期には、上海 IPG より、合計 71 件の初犯情報の提供がなされた。

<申立件数一覧表>

	パナソニック	オムロン	白光	ペアリング
南京市	-	8 件	-	-
張家港	-	-	-	3 件
昆山市	20 件	8 件	-	-
蘇州市	8 件	12 件	12 件	-
合 計	28 件	28 件	12 件	3 件

第三章 フォーラム枠組みでの案件事例

活動二：再犯の抑止（ブラックリストの提供）

2011年下期には、上海IPG内の自動車・自動車部品業界および企業1社より、江蘇省TSBにブラックリストを提供した。リストに掲載された過去の違法行為者数は、51者であった。

■ 2011年のブラックリスト提出状況

提出日	提供内容	提供業界
2011年10月	2009～2011年ブラックリスト	自動車・自動車部品WG(6社)
2011年11月	2006～2011年ブラックリスト	会員企業1社(事務機消耗品)

(1) 地理分布図



(2) 各侵害地域の件数内訳

企業 地域	自動車					事務機	合計
	A 社	B 社	C 社	D 社	E 社		
南京	3 件	1 件	8 件	0 件	0 件	2 件	14 件
鎮江	4 件	0 件	7 件	0 件	4 件	0 件	15 件
常州	2 件	0 件	6 件	1 件	8 件	0 件	17 件
無錫	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件	1 件
常熟	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件	1 件
不明	0 件	0 件	2 件	1 件	0 件	0 件	3 件
合計	9 件	1 件	24 件	3 件	12 件	2 件	51 件

ブラックリストの提供後、江蘇省 TSB は、上記ブラックリスト上の事業者（南京、常州）に対し、検査を実施したが、再犯行為が発見されなかった。今後江蘇省 TSB では、継続的にブラックリスト上の事業者を監視する予定である。

■ブラックリスト上の事業者に対する検査活動

自動車・自動車部品 WG が、2010 年 12 月に提供したブラックリストに基づき、2011 年 1 月には、常州市での検査活動が実施された。江蘇省 TSB および常州市 TSB が出動し、権利者の代表も同検査に同行した。権利者からは、事前に再犯業者への重罰の付与が要請されていた。

日 時	2011 年 1 月 6 日午後～1 月 7 日
参加者	TSB：江蘇省 TSB 呉調研員、常州市 TSB 紀局長、その他数名
権利者	いすゞ、KYB、デンソー、日産、ホンダ、マツダ、日本貿易振興機構上海事務所
概 要	以上の参加者が、複数のグループに分かれ、ブラックリスト内の事業者に對し、再犯有無等の確認検査を実施
検査対象	ブラックリストに掲載された常州市内の 6 工場
検査目的	①ブラックリストに掲載された工場の現状確認 ②再犯の抑止：再犯が確認された場合には、重罰（重い罰金）を科すとともに TSB より指導を徹底

■案例紹介

《案件 1》トヨタ自動車部品模倣品に対する取締り

【検査対象】

名称：常州綠洲車両部件有限公司

住所：常州市新北区孟河鎮湯家路

初犯状況：綠洲車両部件社は、2009 年 7 月 6 日に、トヨタ社の自動車部品模倣品を製造販売したため、TSB により摘発された。当時、発見された模倣品を全て没収し、且つ罰金を科すという処罰を下した。

第三章 フォーラム枠組みでの案件事例

【検査概要】

検査実施日：2011年1月6日

担当当局：常州市 TSB 新北分局

【検査結果】

- ①同業者が再犯したことが判明した。
- ②現場で、「TOYOTA JAPAN」ヘッドライト 20 点、「TOYOTA」リアランプ 6 点、「TOYOTA」ヘッドライト 22 点、「TOYOTA」ラジエーターグリル 96 点を発見した。鑑定の結果、これらは全て模倣品であることが判明した。

【処罰決定】

常州市 TSB 新北分局は、2011年3月19日に処罰決定書を発行した。再犯であることに鑑み、押収品の商品価値金額（違法経営額）の2倍の罰金が科された。

- ①現場で発見された模倣品を全て没収する。
 - ②模倣品価値 2 倍の罰金 6,690 元を科す
 - ③違法所得 140 元を没収する。

※罰金と没収金合計 6,830 元



▲摘発現場の写真

▲発見された模倣品

《案件2》日産消音器模倣品に対する取締り

【検査対象】

名称：常州晨光消声器厂

住所：常州市新北区孟河鎮湯家路

初犯状況：常州晨光消声器厂は、2010年8月20日に、日産社の消音器模倣品を製造販売したため、TSBにより摘発された。

【検査概要】

取締実施日：2011年1月6日

担当機関：常州市 TSB 新北分局

【検査結果】

- ①現場での検査の結果、同社による再犯の事実が判明した。
- ②現場では、「NISSAN」自動車消音器 17 点、「KIA」自動車消音器 4 点、「HYUNDAI」自動車消音器 14 点・半製品 25 点が発見された。鑑定の結果、これらは全て模倣品であることが判明した。

【処罰決定】

常州市 TSB 新北分局は、2011年4月8日に処罰決定書を発行した。再犯であることに鑑み、押収品の商品価値金額（違法経営額）の3倍の罰金が科された。また、上海 IPG 側より、以後の累犯時に前科の立証を用意にすることを目的として、処罰決定書に再犯であることを明記して欲しいとの要望を提示したところ、常州市 TSB はこれに応じた。

- ①現場で発見された模倣品を全て没収する。
②模倣品価値 3 倍の罰金 6,780 元を科す
※処罰決定書に、同業者の再犯行為を明記した。



▲摘発現場の写真



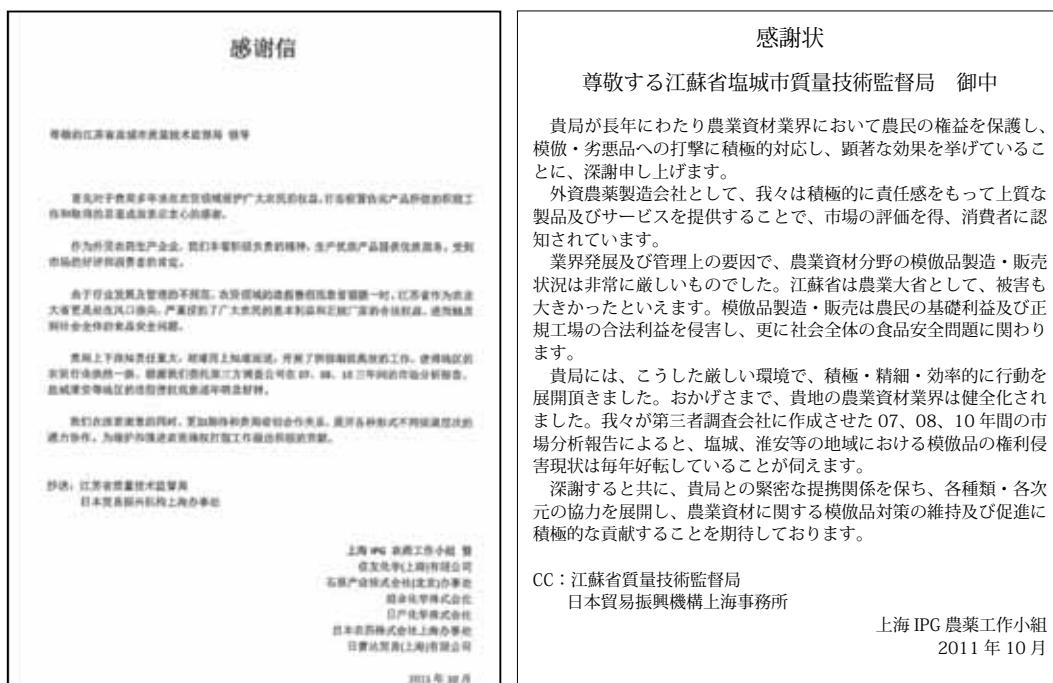
▲発見された模倣品

第三章 フォーラム枠組みでの案件事例

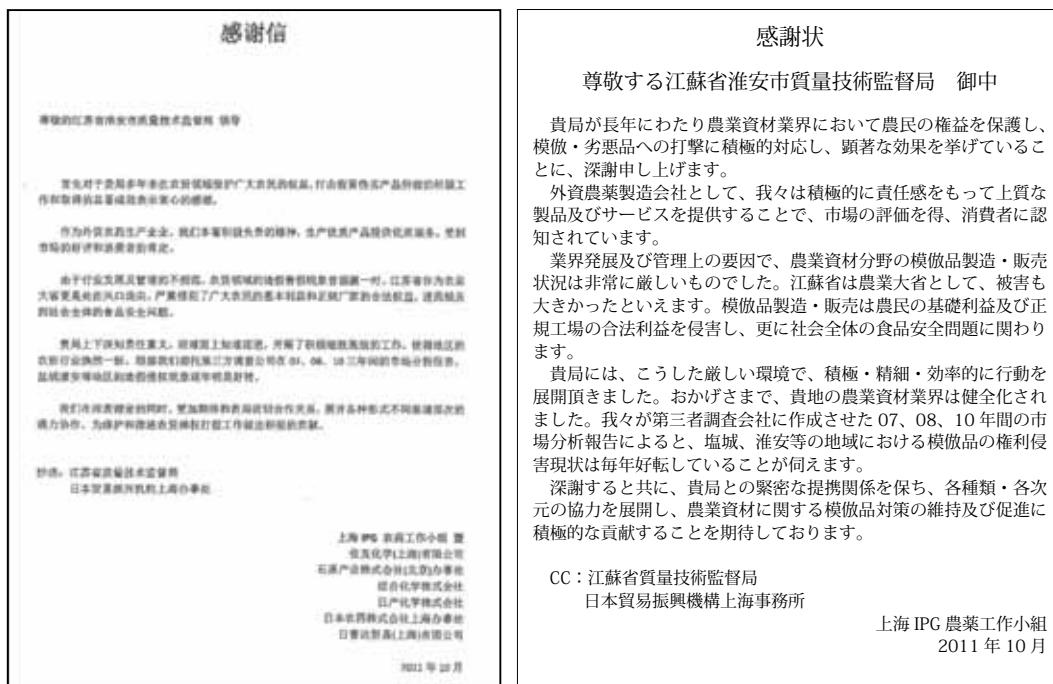
<参考>上海 IPG 農薬 WG による謝意表明

以前の年次報告で一部紹介しているように、農薬 WG では数年にわたり、ブラックリストを含む情報提供を継続し、当地 TSB の活躍により、農薬市場の健全化に繋がっている。

こうした塩城市 TSB および淮安市 TSB による積極的な対応に対し、2011 年 10 月には、農薬 WG より両 TSB に感謝状を贈り、従来の活躍への謝意を表明した。



▲塩城市 TSB への感謝状

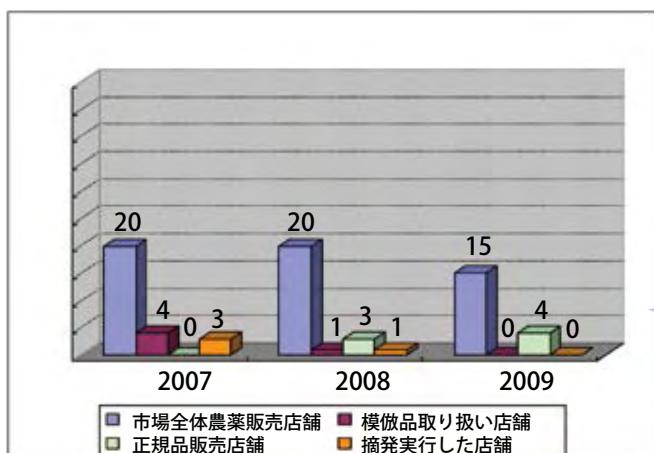


▲淮安市 TSB への感謝状

江蘇省塩城市・淮安市における農薬 WG と当地 TSB の取組みの状況は、次のとおりである。

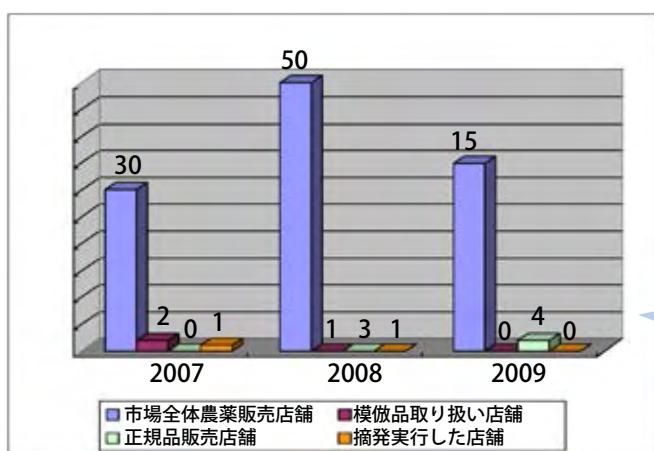
覚書締結前から、江蘇省 TSB の協力の基で、江蘇省内の農薬摸倣業者への打撃活動を展開し、締結後には、覚書のスキームを用いて情報提供を行った。2007 年から 2010 年にかけて、塩城市と淮安市の農薬市場に対し、農薬 WG メンバーの農薬摸倣品状況を調査した結果、市場内の摸倣品取扱が徐々に減少し、正規品の扱いが増加したことが判明している。

①塩城市における模倣品推移状況



左図のように、2007 年には模倣品取扱店が 4 店、正規品取扱店が 0 店であったのに対し、2010 年には、前者が 0、後者が 4 となった。

②淮安市における模倣品推移状況



左図のように、2007 年には模倣品取扱店が 2 店、正規品取扱店が 0 店であったのに対し、2010 年には、前者が 0、後者が 1 となった。

第三章 フォーラム枠組みでの案件事例

2. 繼続案件

■ゼブラ社の案例

ゼブラ社（上海IPG会員）は、フォーラムの枠組みの中で、2009年に昆山市で模倣品摘発を実施した。これに続き、2011年には江蘇省内TSBの協力を得て、無錫市および蘇州市での取締りを実施した（覚書のスキームではなく、通常の申立）。概要は以下のとおりであった。

《案件1》 無錫でのゼブラ筆記具模倣品に対する取締り

【取締対象】江蘇省無錫市塘南国際招商城C幢楼C2-327-330 #店舗

【取締概要】

取締実施日：2011年7月19日

担当当局：無錫市TSB

【取締結果】

取締りの当日には、ゼブラ社スタッフも同行し現場で真贋鑑定を行った。

その結果、取締対象業者は「ZEBRA」筆記具の正規品・模倣品両方を販売していることが判明した。

【押収品】

下記ZEBRA模倣品を押収した。

押収品	数量
マーカー	9,295本
ボードマーカー	664本
サインペン	218本
油性マーカー	22本
合計	10,199本

【現場写真】



《案件2》蘇州でのゼブラ筆記具模倣品に対する取締り

【取締対象】蘇州市における ZEBRA 筆記具模倣品の販売店舗（計 8 店）

【取締概要】

取締実施日：2011 年 6 月 15 日

担当当局：蘇州市 TSB・蘇州市 TSB 吳中分局・蘇州市 TSB 相城分局

【取締結果】

取締りの当日には、TSB 執法員に加え、公安部門の人員、ゼブラ社スタッフも同行した。総勢 30 名以上が手分けして、取締対象 8 店舗に対し、同時に取締を実施した。ゼブラ社が現場で真贋鑑定を行い、模倣品の存在が確認された。

【押収品】

下記 ZEBRA 模倣品を押収した。

押収品		数量
マーカー	MO-120	13,415 本
マーカー	MO-150	4,307 本
サインペン	Be-pen	311 本
ボードマーカー	YYR1	100 本
ボードマーカー	YYR2	580 本
合計		18,713 本

【現場写真】



▲ TSB の作戦討論会の模様



▲取締現場写真

第三章 フォーラム枠組みでの案件事例

【TSBからのコメント】

江蘇省 TSB はフォーラム活動に基づき、権利者との協力を強化し、偽物 / 劣悪品の製造・販売業者を摘発し、権利者と消費者の合法権益を効果的に保護している。

<参考>文具企業の 2009 年フォーラム枠組みでの案件（2009 年報告書内容）

摘発日時：2009 年 9 月末

取締実行部門：江蘇省昆山市 TSB

①摘発対象

業者：文具業界

所在地：江蘇省昆山市

②案件概要

上海 IPG の文具企業より、簡易フォーマットにて、江蘇省 TSB の摘発を要請した。昆山市 TSB は江蘇省 TSB からの対応指示に基づき、市内で模倣品販売を行っている疑いのある店舗に検査を実施した。現場で模倣品が販売されていたため、昆山市 TSB はサンプルを購入し、権利者に送付した。権利者が提供した鑑定結果に基づき、同 TSB は処罰決定としてゼブラ（株）油性マーカーの模倣品 540 本を押収、罰金 590 元、違法所得 25 元を没収した。

第四章

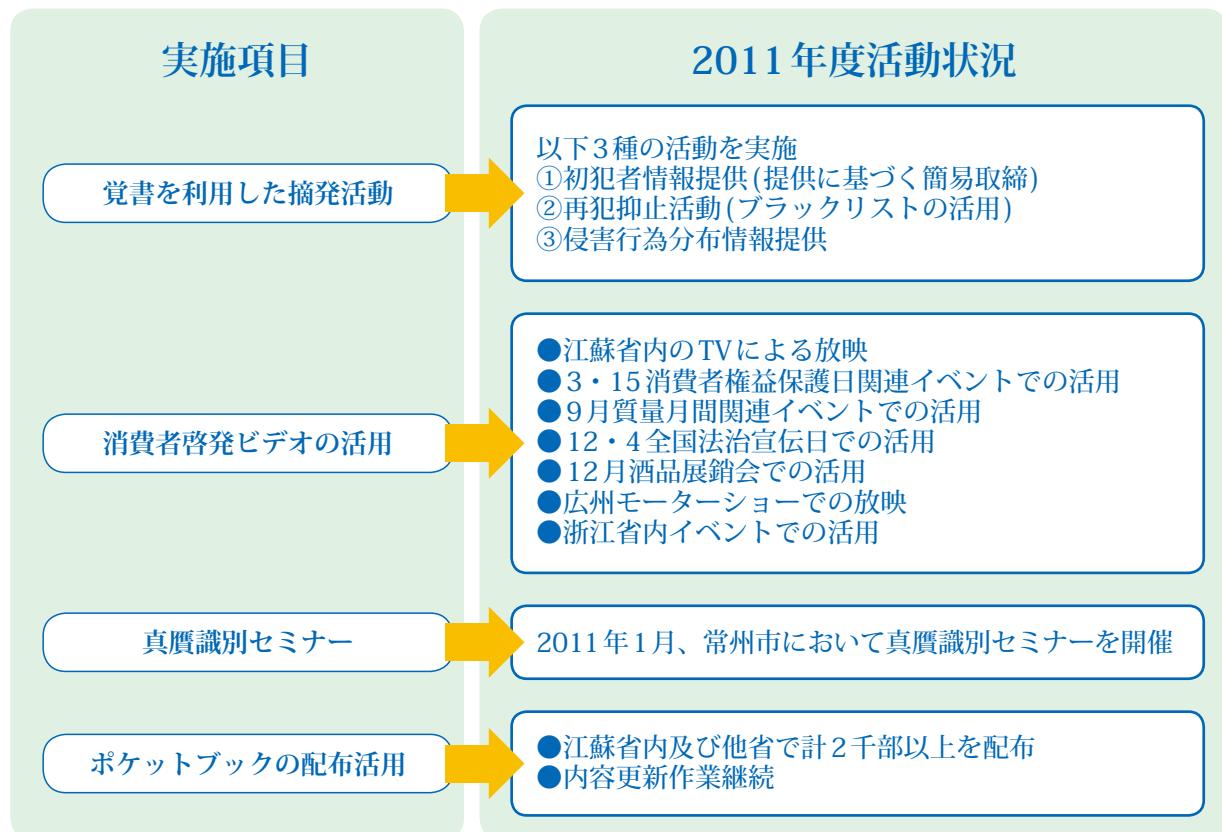
2011 年度活動總括

第四章 2011年度活動総括

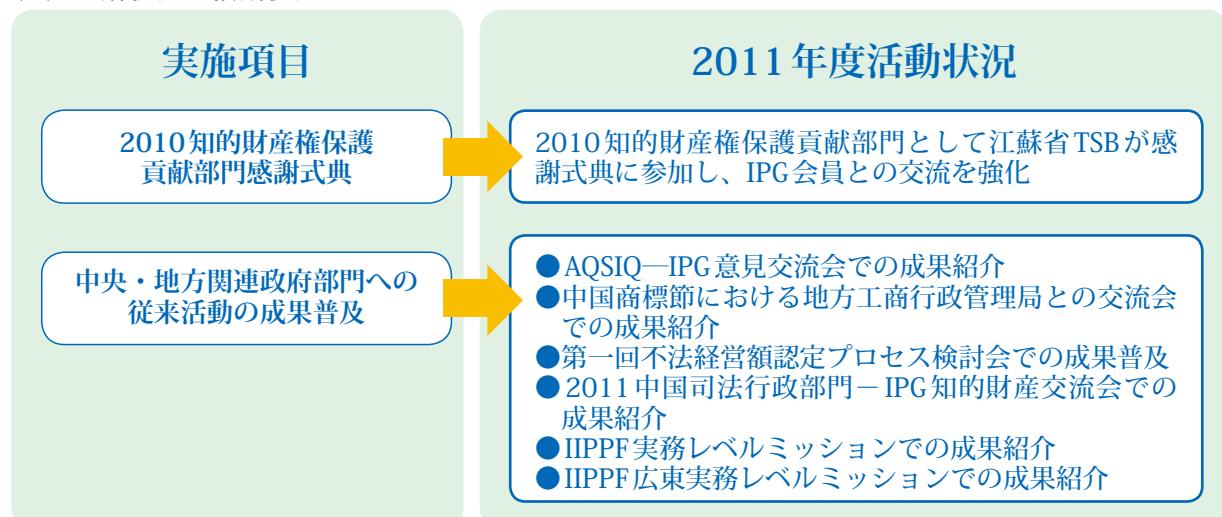
2011年度に、継続テーマ「劣悪模倣品からの決別」のもと、フォーラムの枠組みにおいて実施された諸活動の状況、今後に向けての総括は、次のとおりである。

1.2011年度の活動状況

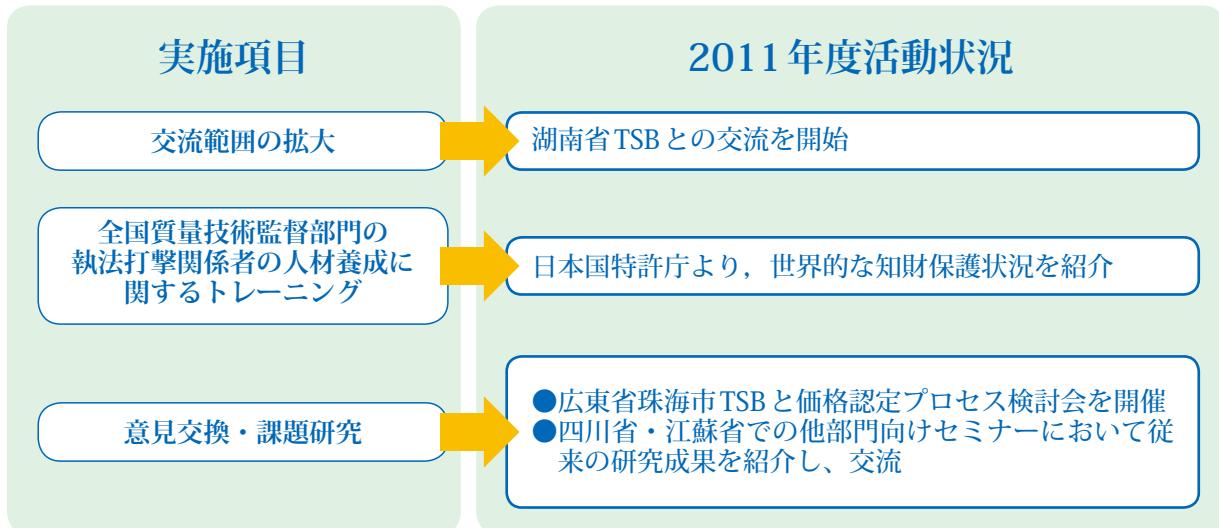
(1) 知財重視の雰囲気形成



(2) 理解促進・活動促進



(3) 地域・影響力拡大



2.2011年度活動評価

2011年度は、前年度に継続して「霧囲気形成」「理解促進・活動促進」「地域・影響力拡大」の3点を目標に取組を行った。上記のとおり、具体的な活動の実施においては、次の3点に特に注力した。

①協力備忘録の積極活用

枠組みを3分類し目的を明確化するとともに、案件処理段階には、それぞれの目的に応じた法運用を行った模範的事例（再犯への重罰、AICとの連携促進等）が創出できた。案件処理数も2010年実績を超えたことから、備忘録活用の促進、充実化をある程度達成したものと評価し得る。一方、権利者の希求する模範的事例には、商品価値金額の適切な認定など、多種多様のものが存在することから、今後こうした別途の課題に備忘録のスキームを利用し、成果を得られるよう工夫する余地があるものと考えられる。

②重要テーマにかかる課題の共有促進、成果の普及

中央政府との交流活動を中心に、多くの場面で従来の研究成果を普及することができ、各関連部門から高い評価を受けることができた。

③既存素材の普及・活用促進

2010年度に続き、消費者啓発ビデオやポケットブックの普及をはかり、一部の視聴者・使用者からは、これらの有用性について評価を受けることができたが、前者については新鮮味がなくなつたとの指摘もある。消費者啓発ビデオの普及が一定程度に達した状況を踏まえ、今後は他の切り口から消費者へのメッセージを発信することも検討する必要があろう。

第四章 2011年度活動総括

一方、計画された実施項目の中で、「フォーラム年次総会」については、次の理由から開催を見合させた。

理由：同総会については、年度当初の両者間協議において「今後は2年1度、大規模な総会を開催する。2010年度に総会を開催したため、2011年度は、6省1市TSB会議に併催する形式とする」ことを合意。諸般の事情から同TSB会議の開催が延期となったため、総会の開催も見合わせることとした。

その他の項目については、概ね当初の達成目標を上回る結果を得られたことから、2011年度活動は、一定の成果を挙げたと考えられる。

また、フォーラムの当初目的である消費者保護や投資環境向上の観点からは、従来の活動継続により、2011年度には、例えば次のような具体的な成果が認められた。

(1) 模倣品の減少に伴う正規品流通の増加

上記のとおり、農薬WGでは、江蘇省塩城市・淮安市での活動継続により、当地農薬市場での模倣品が減少するのにあわせ、正規品の流通増加が確認された。両市場内で正規品を扱い始めた業者は数軒と規模は小さいが、このように正規品による補完が自然に発生した事実を確認できたことは、活動が消費者保護および投資環境向上の両方に寄与していることを裏付けるものであり、好適な事例といえよう。

(2) 重要テーマにかかる課題研究の促進、模範的事例の創出

押収された模倣品の価格認定プロセス、再犯・悪質行為への重罰など、従来両者間で研究や実務的プロジェクトを続けてきた課題について、2011年度までに、模範的事例が複数創出された。法的な側面からの研究成果に、こうした事例が付加されたことは、権利者の期待する法運用が従来以上に促進されたことを示すものであり、投資環境向上への貢献も大きいと考えられる。

(3) 成果普及の成功に基づく影響力の拡大

2011年度には、中央／他地方の各政府部門に対し、フォーラム活動の成果を普及する交流機会が急増した。都度の参加者からは、活動内容について高い評価が得られ、結果的に、同様の交流機会を継続することが可能な状況となっている。このように、江蘇省での成果を他地域に普及し得る環境が充実しつつある状況は、活動の好影響の地域拡大に積極的に寄与するものと考えられ、将来的には消費者保護等の促進にも繋がるものと期待される。

3.2012年度に向けた課題と方針

上記活動評価のとおり、2011年度には、備忘録活用の促進、成果普及手段の急増など、従来活動の蓄積を基礎として奏された成果が顕著であった。すなわち、活動継続の有効性が、実績として確認できたものと認識される。一方、消費者啓発ビデオのように、周辺状況に即した内容の更新が求められる事項については、積極的に新たな検討を開始する必要があるものと考えられる。

こうした背景から、2012年は、実務上の反省点を踏まえつつ、引き続き従来の主活動の量的・質的向上を推進するとともに、既存実施項目に必要な更新を施し、フォーラムの目的達成に向けた活動の構築をはかることが好適と考えられる。

2012年度は、備忘録活用手段の更なる多様化、各種活動・研究成果の普及による影響力の拡大、消費者啓発の内容充実化等が具体的な課題になるといえよう。

(1) 知的財産権を重視する雰囲気の形成

年次総会の開催

2011年度には、当初予定されていた総会開催が見送られたことから、2012年度は、可能な限り速やかに総会を開催する。総会の議事には、フォーラム活動の成果普及や両者が注目するテーマについての認識共有など、双方にメリット感のある内容を取り入れる。

備忘録の活用

2011年度同様、①初犯者情報提供、②再犯抑止活動(ブラックリストの活用)、③侵害行為分布情報提供の3つの枠組みで、模倣業者への打撃強化、模範的事例の創出を目指す。特に再犯重罰については、従来以上に徹底をはかる。あわせて、上海IPG企業からの要請に応じ、押収された模倣品の商品価値金額認定など、他の切り口での模範事例創出にも努める。

啓発活動

2010、2011年に続き、共同作成した消費者啓発ビデオの普及促進を継続する。並行してフォーラムの目的達成の観点から新規啓発活動の必要性を検討し、その結果に応じ、新規啓発素材の作成・展開等を両者協力のもと実施する。啓発対象の検討にあたっては、消費者に限らず、幅広い対象を想定することとする。

意見交流・トレーニング

従来同様に、各種の重要テーマについて適宜交流する。実施の際には、他の活動との併催など、効率化をはかるとともに、成果の活用を踏まえた有効性の高い活動を企画できるよう注力する。

ポケットブックの配布活用

ポケットブック(更新版)を完成させたうえ、2011年度に続き、江蘇省内外への配布を促進する。2012年度には、ポケットブックが現場で役立ったことを証する事例の確認を行えるよう尽力する。

第四章 2011年度活動総括

(2) フォーラムへの理解促進

2011年度は、中国中央・地方関連政府部門との新たな交流機会を利用して、フォーラム活動の成果を普及し、フォーラムへの理解促進を促した。2012年度には、こうした枠組みやTSB系統の既存の枠組みを継続利用して、江蘇省TSB、上海IPG双方が、積極的に活動の意義をアピールする。並行して、双方協力のもと、活動の意義を客観的に示し得る成果の創出に取り組み、普及対象となる成果の蓄積をはかる。

また、フォーラム年次総会等の機会を捉え、従来同様日本政府への理解促進にも努める。

(3) 活動の活性化、地域の拡大

本報告でも言及しているように、2007年のフォーラム設立後には、他地域TSBへの活動紹介を継続し、一部の地域では、フォーラム活動と同様の取り組みも行われている。しかし、未交流の地域も残されており、既交流地域においても、活動を発展させる余地は十分に残されている。

そこで、2012年度には、両者のニーズ等に応じ、未交流地域への活動紹介などを通じた地域的広がりをはかる一方、フォーラム活動の利点を他地域へも展開できるよう尽力する。

4. 2012年度活動計画

(1) 活動の概要

2011年度までの活動により、フォーラムの当初目的である消費者保護や投資環境の向上は、充実度を増している。中でも模倣品の減少およびそれに伴う正規品流通の増加が目に見える形で確認されたこと、模倣業者への打撃の簡易化・模範的な事例の創出が具体的になされたこと、従来活動の成果普及機会が増加したことなどは、従来活動を肯定する根拠になるものと考えられる。

しかし、模倣品等の抑止に向けた実務的課題や、フォーラムの目的達成のため更なる研究の必要なテーマ（模倣業者による巧妙化への対応等）は未だ残されている。また、フォーラム活動における課題解決に向けた成果には、未だ地域的な広がりの不足感が存在しているなど、活動の進展を踏まえた課題も見出されている。

そこで、2012年度は、フォーラム活動の主な枠組みを維持するとともに、2011年度の総括を踏まえ、主として次の3点に注力し、諸活動を展開する。

- ①協力備忘録の積極活用、備忘録のスキームを利用した模範的事例創出の強化
- ②活動成果の他地域・部門への普及を通じた模倣行為抑止への環境整備
- ③消費者等啓発手段の再検討、検討結果に基づく啓発の促進

また、活動の成果普及を行う際には、従来同様、フォーラム自体への理解促進をはかることに加え、より効率的に多くの地域へ周知できるよう、普及手段・内容の妥当性を隨時検討し、質の向上に努める。

(2) 活動テーマ、達成目標

原則として前年度までのテーマ、目標を踏襲するが、必要に応じ年度途中での変更等にも適宜対応する。また、各テーマの具体的目標は、別途検討・設定する。

(3) 具体的目標と具体的実施スケジュール

本報告書作成時における 2012 年度活動計画は下表のとおりである。今後両者間で引き続き詳細を検討し、適宜内容を見直し、活動の充実を図ることを予定している。

【江蘇省 TSB – 上海 IPG ブランド保護連携フォーラム 2012 年度活動計画（案）】

項目	時期	場所	内容
年次総会	4月	南京	①来賓ご挨拶、2010～2011 年度活動報告 ②意見交流会（テーマ：別途調整）
備忘録の利用	通年	全省	①2011 年度と同様の 3 つのプログラムを継続する 「初犯者情報提供」 「再犯抑止活動（ブラックリストの活用）」 「侵害行為分布情報提供」 ②備忘録の枠組みに基づく案件処理の過程で、模範的事例の創出に努める
啓蒙活動	通年	省内外	①消費者啓発ビデオの普及を継続する。想定される活用の場面は次のとおり ●総会での放映（必要に応じ） ●江蘇省内での TV 放映 ●関連イベントでの放映（江蘇省 TSB 関連の消費者啓蒙活動、上海 IPG の関連活動など；主に 9 月の質量月間、3/15 消費者保護日近辺） ●他省への提供およびそれに伴う放映 ②新規啓発ビデオの作成（未定）
意見交流 トレーニング	①随時 ②5月		①江蘇省 TSB と上海 IPG との交流会・トレーニング（適宜） ②AQSIQ/長三角 TSB と IPG との交流会（IPG 貢献部門感謝式にあわせ開催） ※交流・トレーニングの内容として、江蘇省 TSB/IPG の主要課題に関する検討、TSB 向けの真贋識別情報の提供、日中知財専門家による講演等を想定
プロジェクト	未定	未定	共同での法制度運用確認プロジェクトの実施 (例) 價格認定プロセスに関する研究
ポケット ブック	通年	省内外	①ポケットブックの内容更新 ②更新したポケットブックの配布（省内外） ③ポケットブック利用事例の確認
その他	未定	全省	江蘇省内 TSB の業務に資する各種情報提供等を行う（主に TSB からの提案に基づく）

附属資料

1. 江蘇省 TSB- 上海 IPG 保護連携フォーラム定款

第一条 目的

江蘇省質量技術監督局—上海IPGブランド保護連携フォーラム（以下、「連携フォーラム」という）は、江蘇省質量技術監督システム検査部門と、上海IPGに参加する日系企業とで構成され、その目的は質量技術監督部門と日系企業とがブランド保護の面における協力を強化し、市場経済秩序を確立することにある。

第二条 趣旨

1. 江蘇省の経済発展及び日系企業の中国における発展のため、日系企業の江蘇省における経済交流、協調および協力を推進し、対話および経済連携を強化する。
2. 江蘇省質量技術監督部門と日系企業のために、ブランド保護、模倣品製造・販売取締などの面における問題を共同で相談するための対話の場を提供する。
3. 連携フォーラムに参加した江蘇省質量技術監督部門と日系企業が構築したネットワークを活用して、連携フォーラムメンバー間、またメンバー以外の日系企業との間でのブランド保護活動を支援する。

第三条 活動範囲

1. 定期的会合、セミナーおよびその他の具体的事例に関する検討会を開催し、ブランド保護、模倣品製造・販売取締など重要な問題を議論する。
2. 江蘇省地域の経済発展に影響を与える関係日系企業ブランド保護問題の動向を調査する。
3. 質量技術監督部門と日系企業との間で模倣品に関する情報の交換を行う。
4. 真贋製品識別トレーニングを実施し、ブランド保護の方法及び技術に関する情報交流を行い、模倣品取締業務のために必要な専門的支援を行う。
5. 積極的に広報活動を展開し、消費者に対して教育を行う。
6. 連携フォーラムにより構築したネットワークを通じて、質量技術監督部門と日系企業間での連絡を強化する。
7. その他のブランド保護に役立つ活動を展開する。

第四条 連携フォーラムメンバーの権利

1. 連携フォーラムの活動に参加すること

2. 連携フォーラムの活動に対する提案を行うこと
3. 連携フォーラムが提供する情報を取得し、連携フォーラムの情報データベースを優先利用すること
4. 連携フォーラムに特定問題に関する検討会等の開催を依頼すること
5. 連携フォーラムにより構築するネットワークを通じて、情報提供および支援を依頼し、提供すること

第五条 連携フォーラムメンバーの義務

1. 連携フォーラム定款及び関係規定を遵守すること
2. 連携フォーラムの決議を執行すること
3. 連携フォーラムイメージと合法的権利を維持・保護すること
4. 積極的に連携フォーラムに真実かつ信頼に足る資料及び情報を提供すること
5. 連携フォーラムが規定したその他の関連義務を遵守すること

第六条 連携フォーラムメンバーは、連絡者制度を使って連絡を行う。

第七条 連携フォーラムメンバー代表総会は毎年少なくとも1回開催し、江蘇省質量技術監督局、上海日本IPGが共同で開催する。

第八条 連携フォーラムメンバーが連携フォーラムから脱会するときは、書面で連携フォーラムに通知し、かつメンバーの証明書類を返還しなければならない。

第九条 連携フォーラムメンバーに、中華人民共和国法律法規に重大に違反する行為がある場合、または本定款に重大に違反する行為がある場合、除名する。

第十条 本定款の解釈権は連携フォーラムに属す。

第十二条 本定款は連携フォーラム設立総会での決議をもって発効する。

2. 江蘇省 TSB/ 上海 IPG (日資企業知識産権保護連盟) / 日本貿易振興機構上海代表処 ブランド保護連携覚書

第一条 連携趣旨

模倣粗悪品に対し、より一層有効、的確かつ緻密な対策を行うことにより模倣粗悪品に対する打撃を強化し、市場経済秩序の整頓と規範化を遂行するために、江蘇省質量技術監督局と上海IPG（日資企業知識産権保護連盟）及び日本貿易振興機構上海代表処は各自の利点を十分に発揮し、中国の法律・法規を遵守することを前提として、情報共有体制、緊密連絡体制、模倣品連合対策体制を構築し、模倣品対策の規模と内容を拡大充実させ、ブランド保護を共同で推進していくこととする。

第二条 連携三方

1. 江蘇省質量技術監督部門。江蘇省の省、市、県それぞれの質量技術監督部門を代表する。
2. 上海IPG（日資企業知識産権保護連盟）。上海IPGに所属し、本活動に自ら参加の意を表明した企業をいう（略称“参加企業”）。
3. 日本貿易振興機構上海代表処。上海IPG（日資企業知識産権保護連盟）事務局を代表する（略称“事務局”）。

第三条 連携内容

1. 江蘇省質量技術監督部門の作業内容

- (1) 参加企業からの通報を受理し、法律に従い確認、摘発する。確認、摘発にあたり、当該案件にかかる模倣被疑品の鑑定が必要な場合には、写真または現物を通報企業に提供する。
- (2) 参加企業からの通報に基づく確認、摘発を実施した場合には、適時に確認、摘発結果を事務局に提供する。
- (3) 参加企業または事務局より本活動にかかる案件の進捗状況等について照会を受けた場合には、速やかに回答する。

2. 参加企業の作業内容

- (1) 「申立書」（別紙1）のフォーマットに基づき、模倣品の情報を江蘇省質量技術監督部門に提供する。
- (2) 本活動の担当者を特定し、当該担当者の氏名、役職、連絡先を事務局を通じ江蘇省質量技術監督局に提供する。担当者の変更があった場合には、速やかに新規担当者の情報を提供する。

- (3) 江蘇省質量技術監督局より模倣被疑品の写真または現物を添えて鑑定要請を受けた場合には、所定の期間内に鑑定を実施し、結果を書面にて江蘇省質量技術監督局に連絡する。
- (4) 江蘇省質量技術監督局より関連案件処理に必要な事項について照会を受けた場合には、当該事項が確認不可能な事項または営業秘密など外部への提示が不可能な事項である場合を除き、速やかに回答する。

3. 事務局の作業内容

- (1) 本活動の参加企業リストを作成、更新し、当事者間で適宜共有する。
- (2) 本活動にかかる案件状況リストを作成し、当事者間で適宜共有する。
- (3) 江蘇省質量技術監督局または参加企業より本活動に付随して生じた問題について照会を受けた場合には、速やかに回答する。

第四条 連携体制

本活動では連絡員制度を実行する。江蘇省質量技術監督局、事務局、各参加企業はそれぞれ本活動の連絡員を1名設置する。事務局は連絡員リストの作成、更新、配布を担当する。

各方の連絡員は、「作業フロー図」(別紙2)中の図表に沿って作業を遂行する。

第五条 その他

- 1. 各方は、本覚書に関連する機密情報を、他人に漏洩してはならない。ただし、あらかじめ相手方からの書面による承認を得たときは、この限りではない。
- 2. 本覚書の効力は、三方署名の日から発効する。今後の協力において、本覚書に定めのない状況が発生した場合、あるいは変更を必要とする事項がある場合は、三方友好協議のうえこれを調整するものとする。本覚書の下での各方協力関係は、署名の日より開始するものとし、いずれか一方の意向あるいは各方の了解の下、何時でも終了できるものとする。

本覚書は、2010年4月27日、中華人民共和国江蘇省南京市において、中文3部と日文3部に共同署名した。三方で各1セットを所有し、日文中文ともに同等の効力を有するものとする。両版に齟齬がある場合には、中分を基準とする。

江蘇省質量技術監督局　日本貿易振興機構上海代表處　上海IPG（日資企業知識産権保護連盟）

署名者

署名者

署名者

2010年4月27日

3. 上海 IPG の紹介

(1) 上海 IPG (Intellectual Property Group) とは

日系企業が海外でビジネスをおこなう際に、近年ますます重要性を増しているのが、特許権や商標権をはじめとする知的財産権です。IPG は、模倣行為や海賊版といった権利侵害など知的財産権に関する問題に対処するため、情報交換の場として、さらに現地政府との協力活動をおこなう母体として発足した日系企業の団体です。

2000 年 5 月、中国日本商会の分科会として「知的財産権問題研究グループ（北京 IPG）」が北京にて発足、2002 年 9 月には、模倣品問題が最も深刻な地域の一つある上海において 47 社の日系企業・団体が集まり、上海 IPG が発足しました。2005 年 8 月には広東 IPG が発足、以後中国以外でも、東南アジアや韓国、インド、ロシアなどで IPG が発足し諸活動を展開しています。

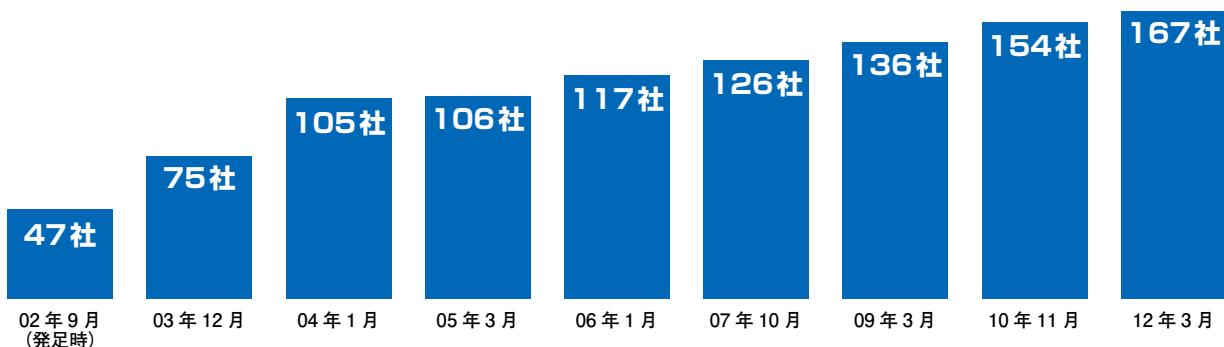
上海 IPG では、「情報発信・情報共有」「課題解決に向けた調査・研究・交流」「直近課題解決のための対策活動」を 3 つの柱として活動を行っています。2 ヶ月に 1 度全体会合を開催するほか、現地の知的財産権関連政府機関との間で協力関係の構築を進めています。会員企業間の情報交換から中国政府との連携活動まで、その活動範囲は徐々に拡大し、会員数も 2012 年 2 月現在、167 社・団体にまで増えています。

IPG は、各国における日系企業の知的財産権問題に関する諸活動の母体として、日本の政府・産業界のみならず、各國政府からもますます注目され、大きな期待を寄せられています。

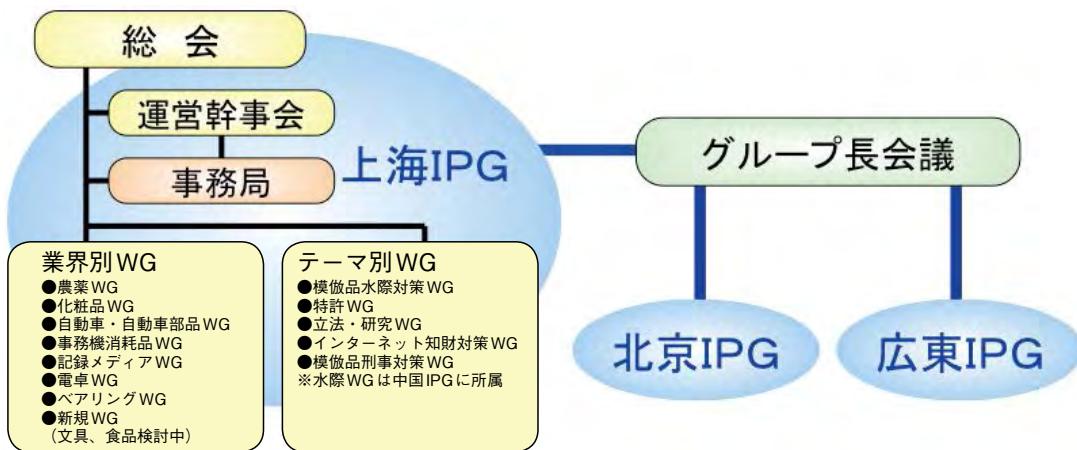
(2) IPG 活動理念

IPG は、参加する企業 / 団体のビジネス活動最前線である中国の現場において、全てのメンバー企業 / 団体が主体となり、各々が有する知的財産権の保護のみならず、中国の経済発展と全世界の消費者保護のため、積極的に知的財産に関する課題の解決に取り組み、更なる中日関係の構築を目指す。

(3) 上海 IPG メンバー企業数の推移



(4) 上海 IPG 組織図



(5) ワーキング・グループ活動

知的財産権問題の中でも業界、企業によって抱える課題、解決すべき問題点は異なっている。特に、上海IPGメンバー企業数の増加に伴い、それら異なる個別の課題・問題解決へ向けた活動実施のニーズが高まりを見せた。

2005年、模倣品の海外流出に悩むメンバーを中心に、「模倣品水際対策ワーキング・グループ」が設置され、水際対策に関する情報交換及び中国税関との交流活動が開始された。また2007年以降、個別の課題解決へ向けた取り組みを実施するため、業界・テーマ別のワーキング・グループ（以下「WG」ともいう）が複数設置された。

模倣品ビジネスの巧妙化が進み、問題も複雑化し、模倣行為に対してはより高度な対策を余儀なくされる中、各ワーキング・グループが課題解決に向けた具体的な活動を積極的に実施することで経験が蓄積されるとともに、メンバー・参加者の専門性が高まり、個別の問題解決に向けた活動はより高度化、活発化した。

■上海IPGワーキング・グループ一覧

名称	設立時間	メンバー数
模倣品水際対策 WG	2005年9月	40社※
立法・研究 WG	2009年6月	20社
特許 WG	2009年8月	10社
インターネット知財対策 WG	2010年2月	25社
模倣品刑事対策 WG	2012年2月	7社
記録メディア WG	2008年4月	4社
化粧品 WG	2007年6月	12社
自動車・自動車部品 WG	2007年6月	8社
事務機消耗品 WG	2007年8月	7社
農薬 WG	2007年6月	6社
電卓 WG	2008年12月	4社
ペアリング WG	2009年12月	6社

※5社休止中

[特許庁委託]
江蘇省TSB－上海IPGブランド保護連携フォーラム
2011年次報告書

[発行]
日本貿易振興機構上海事務所 知識産権部
TEL : 021-6270-0489
FAX : 021-6270-0499